

令和3年玉村町議会第2回定例会会議録第2号

令和3年6月2日（水曜日）

議事日程 第2号

令和3年6月2日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	萩原保宏君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舩田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
--------	-----	----------------	-----

○開 議

午前9時開議

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、一般質問を行います。

1日に続き、順次発言を許します。

初めに、2番新井賢次議員の発言を許します。

〔2番 新井賢次君登壇〕

◇2番（新井賢次君） おはようございます。議席番号2番新井賢次です。議長から許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問を行います。

本日、朝一番、トップバッターということで緊張もしていますが、しっかり先陣を務めるために、いつも以上に真剣に取り組みたいと思います。

さて、先日県議会において、地元玉村町選出の井田泉県議が議長に就任されるといううれしいニュースが届きました。ご本人はもとより、私たち玉村町及び町民にとっても非常に光栄なことだと思います。早速議会改革の迅速化を表明し、議会の通年開催等議会活動の充実に向けて動き出しているようです。これからの活躍に大いに期待したいと思います。そのためには、お膝元である私たち玉村町においても、執行と議会がしっかりタッグを組んで、より充実した町政運営、議会運営を求められると思います。自分自身も議会の一員として、今まで以上に強い自覚が必要であることを改めて感じています。

それでは、質問に入りたいと思います。まず1、公共施設へのネーミングライツの導入について。近年多くの自治体において、新たな収入源の確保のため、民間資金の活用策の一つとしてネーミングライツが全国的に注目を浴び、実施されています。県内においても、群馬県や前橋市等が積極的に取り組み、大きな成果を上げています。上毛新聞敷島球場、ヤマダグリーンドーム前橋、ベイシア文化ホール等おなじみです。企業にとって大きな宣伝効果だけでなく、社会貢献として捉えられ、イメージアップにつながり、自治体にとっては維持管理費軽減等が期待されています。

ネーミングライツは、大都市、大企業だけの特権ではないはずです。玉村町においても、町所有の公共施設等に地域、企業の特性を生かしたネーミングライツの導入に向けて積極的に取り組むべきであると思います。一例として、広幹道354沿線の河津桜並木道は、個人の記念樹としてのオーナー制度等を含めて検討に値すると思います。

2点目、子ども食堂の運営状況と今後の取組について。子ども食堂は、子供の貧困という社会問題に対して、身近で具体的な取組ができることから注目され、各地域で急速に増加し、実施されています。貧困対策や地域交流の役割を担っている子ども食堂は、これからの地域社会にとって欠かせない存在になっていくと思われまます。町として、積極的に取り組むべき重要な施策であると思ひます。

そこで、伺ひます。現状での運営状況はどうなっているのか。一番必要な貧困層の子供に届いているのか。

実施団体は運営費用に困っていないか。町からの補助はどうなっているか。

子ども宅食について、どう考えるか。

3点目、水辺の森公園、烏川河川敷総合レクリエーション公園の有効利活用について。2つの公園一帯は、玉村町で最も四季の移り変わりが感じられる魅力的な自然遺産であり、町民の憩いの場所としてはもちろん、交流人口、関係人口の増加につなげるための可能性を備えています。現状をしっかりと把握し、魅力度をさらに高めるための施策とともに、有効利活用について、コロナ禍中にある今こそ真剣に取り組むべき必要があると思ひます。

そこで、伺ひます。現在の運営管理体制と利活用の実績（町の費用負担等も含めて）。

水辺の森公園の水の流れの維持（ショウビン沼のしゅんせつ等）。

以上、1回目の質問とします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、本日1番目の新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、公共施設へのネーミングライツ導入についてのご質問にお答えいたします。公共施設へのネーミングライツは、自治体の予算が年々厳しさを増す中、新たな収入源の確保の観点から、多くの自治体で導入が見られます。県内でも、群馬県や前橋市、桐生市などの集客力のある大型のスポーツ施設や文化施設を持つ自治体で導入されており、上毛新聞敷島球場やベイシア文化ホールなどのメディア露出が高く集客力のある施設においては、その活用が有効に働いているものと思われまます。また、県内の町村では、中之条町、千代田町で文化施設や体育館などの公共施設で導入されております。

ネーミングライツの効果としては、自治体として企業から宣伝効果による対価を得られること、また企業側として自治体への協力によって地域貢献企業としてのイメージアップの2つの要素が挙げられます。

一方、ネーミングライツでは、特定の企業名がつくことにより、なれ親しんだ施設名が変わることの違和感や、企業イメージが先行し、施設の所在地や施設の目的が分かりづらくなること、購入した企業側に不祥事が生じた場合、施設イメージが低下するなどの課題もあります。導入の検討について

は、導入による収益性と懸案事項についての兼ね合いを考え、今後も研究を続けてまいります。

なお、国道354号の河津桜については、群馬県との協定に基づき、毎年維持管理を実施しており、令和3年度は桜の消毒と剪定の業務委託で148万5,000円、除草の協働管理費用で100万円を支出する見込みとなっております。現在河津桜は340本ありますので、単純に1本当たり年間7,000円程度の維持管理費用となる計算です。その辺りのことも勘案しながら、ネーミングライツや個人のオーナー制度も含めて、どのような手法が持続的に維持管理を行っていくのに適しているかを研究していきたいと考えています。

次に、子ども食堂の取組についてお答えいたします。玉村町の子ども食堂につきましては、この5月に箱石地区で新たに活動が始まり、現在板井、下新田、上樋越、箱石の計4か所となっております。その運営団体につきましては、板井は高齢者の触れ合いの居場所を行っている団体が、下新田は子育て支援のNPO法人が、上樋越は福祉事業者が、箱石は無料の学習支援を行っている任意団体が実施しております。

玉村町の子ども食堂は、月に1回の開催が主となっておりますが、積極的に活動していただいているおかげか、協力者も増え、町内外の企業や農家などからの食材提供も多くなってきました。

しかしながら、現在はコロナ禍でもあり、みんなで集って楽しく食べる活動は、1年以上中止が続いております。そのような中においても、板井と箱石につきましては、お弁当を作って配布したり、食材の提供を行っております。

運営費用につきましては、令和2年度から食材費の補助として、年1万円を町から実施団体に支給しており、さらに町フードドライブからの食品提供、地元区の協力などもあり、運営費に困っているとの声は寄せられておりません。

また、貧困層の子供に届いているかのご指摘ですが、子ども食堂の利用に当たっては、どこの会場も保護者に対して所得の確認などは行っておりません。ゆえに、全ての子供に対して受入れの扉はいつも開いておく、注意して子供を見ていく、そういう心構えで皆さん実施していただいております。

なお、子ども食堂の役割として、近年は孤食、一人で食べることです、孤食への対応というものがあります。貧困世帯ではないが、いつも一人で御飯を食べる状況にある子へ、楽しい食事の場を提供するという意味も持ち合わせております。

最後に、食品を家庭に届ける子ども宅食についてでございますが、こちらはフードバンクのほうの事業になります。子ども食堂に行く勇気がない、車もなくフードバンクに取りに行けないなど、そのような家庭に向けては、8月に始まりますフードバンクたまむらにて、食材のお届けの対応を検討していこうと考えております。

次に、水辺の森公園、烏川河川敷総合レクリエーション公園の有効活用についてお答えします。この2つの公園につきましては、住民の憩いの場として利用してもらうため、業者や地元角淵区、岩倉自然公園水辺の森を愛する会に委託して、樹木管理や除草、清掃作業を行っております。また、岩倉

自然公園水辺の森を愛する会におきましては、日頃より水辺の森公園の環境保全、環境美化活動に取り組んでいただき、大変感謝しているところでございます。

現在の運営管理体制でございますが、町からの補助金を岩倉自然公園水辺の森を愛する会に交付し、自主事業において各種事業を実施しています。維持管理については、地元角湊区と町内業者により維持管理を実施しています。地元角湊区においては、烏川河川敷の野球場の芝刈りと高木剪定を委託し、水辺の森公園、烏川河川総合レクリエーション公園については、町内業者にて除草業務、清掃業務を行っているところでございます。

野球場利活用実績については、主に休日の利用となりますが、令和2年度実績であります。5団体、53回利用で延べ2,939人の利用となっており、ほかに水辺の森公園については年間を通し来園者が年々増えているため、気持ちよく来園していただけるよう、岩倉自然公園水辺の森を愛する会と連携を図っております。

今後の課題についてですが、レクリエーション公園内のバーベキュー、キャンプ場の施設の充実を図るため、有料化の検討を行いました。国の占用許可条件の中に、占用面積の半分以上を公共（無料）用地としなければならず、ゴルフ場と一体となった占用となっているため、ゴルフ場は有料であり、コース脇の緑地部分と公園部分で占用条件を満たしている状況ですので、現在の状況を変えることは困難な状況であります。したがって、しばらくの間は現在の運営管理体制を継続することとなりますが、より魅力度を高めるための工夫を考えてまいります。

次に、水辺の森公園の水の流れの維持についてですが、昨年度よりショウビン沼のしゅんせつを行い、水の流れを維持しておりますので、引き続き実施し、町民の憩いの場としての交流人口、関係人口の増加に努めてまいります。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、自席にて第2回目以降の質問をさせていただきます。

まず最初に、公共施設へのネーミングライツの導入についてです。今、県なり前橋市で行っているネーミングライツを導入している部分は、それなりに規模も大きいし、それからかなりいろんな知名度の高いところであるということは確かです。今のところコロナの対応で、国からの交付金が町にも来ています。しかし、この状況は長く続かなくて、コロナの後は今まで以上に国からの交付金等は少なくなるであろうと思います。景気停滞、それから財政の脆弱化、これについてはこれから町の喫緊の課題として、今から準備する必要があるのだらうと思います。

今年の群馬県の重点施策として、5つの項目が挙げられています。その中の5つ目の項目として、財政の健全性の確保という項目があります。その中で収入の確保として2つが記載されている。1つがネーミングライツの導入拡大です。そのために今年度3,900万円だったものを、令和3年度時点では4,100万円なのですが、さらに11の施設を加えてネーミングライツの導入に力を入れて

いるということです。

それから、前橋市においても、既にかかなりの数を導入しておりまして、現状で昨年度で3,248万円を収入として得ています。今年度さらに11施設を追加して、その中には横断歩道橋まで考えて、かなり細かいところまで拾って収入維持の対策を練っているということです。もちろん規模は違うというか、そういうこともあって、金額的には相当差があると思いますが、玉村町にとってもぜひ取り組むべきものであると思います。

例えば今年、社会体育館を改修します。出来上がったときに、先ほど町長から、ある特定の企業の名前がつくことに抵抗感みたいなものがあると、こういうお話ありましたけれども、これというのはすぐ慣れるし、なぜそのためにやるのかということ町民の人が理解してくれれば、全然問題ないかと、抵抗感というのはそんなにないと思います。例えば何とか何とか玉村アリーナとかという名前に社会体育館が変わっても、それはみんなが受け入れてくれるのではないかというふうに思います。ですから、前向きにこれは検討していただく価値が十分あるかと思いますが、ぜひよろしく願います。

それから、これは通告書には書いていないのですが、事前に相談していますので、ちょっと広げてお伺いしたいのですが、自治体の広告事業についてです。まずはバナー広告、これ今私たち町でもホームページの部分にバナー広告が載っています。現在玉村町は、インターネットを開いてみますと9社がバナー広告載っています。これについても常時募集しているのだと思いますが、まずこのバナー広告について、この9社からどれだけ町に収入があるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） バナー広告の収入ですが、今9業者からいただいております。町内の方が8社、町外で1社でありまして、今36万円ほどを年間で見込んでおります。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） ホームページに関する給付費が、町として幾らかかっているのですか。それに対して、この36万円がどのくらいの比率になるのでしょうか。バナー広告は、これからますます需要も増えるだろうし、今まで以上にまた積極的にPRしてもらって、枠を増やしてもらえればいかなと思います。

それから、もう一つは、町の広報紙への広告です。過日上毛新聞に、広報まえばしの本年度広告募集というのが新聞記事として掲載されました。一番直近の広報まえばしを見ますと、27ページのうち2ページが通常広告として広報に広告を出しています。5万円の枠が10枠、それから20万円の枠が1枠で、要するに1市で70万円の収入を得ているのです。これも、例えば先ほどの町の広報紙に広告をすることはどうだという議論は必ずあるかとは思いますが、これこそ広報たまむら

作るのに500万円かかる中の何割かでも、例えば今70万円が、町の規模からいって1割としても7万円が毎月入ってくると、そんなことも考えられると思いますので、相当比率として大きいと思います。税収の確保がますます難しくなる中、町としての広告事業についてはぜひ考えていただきたいと、そういうふうに思います。最近では、広報おおいずみも広報に広告を入れるということで募集するという記事がありました。ぜひ進めていただきたいなと思います。

いずれにしても、今町に対していろいろ年間を通して寄附していただいている会社が幾つかあります、毎年多額な会社。そこは、もちろん寄附していただくことで助かるのでしようけれども、例えばネーミングライツという形で参加してもらえれば、企業にとってもメリットがあるわけですし、今まで以上の金額を町に対して納めていただけるような形にもなるかと思えます。ぜひいろんな問題があるにしても、これからますます増えていくであろうネーミングライツの導入、それから広報紙あるいはホームページへの企業の広告、これについて前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

いろんな局面で町長なり副町長なりがトップセールスする部分も当然出てくるのだと思えますが、結果が必ず出る、それから町がやる気になれば必ずできると、そういう収入増の方法として進めていただきたいと、こう思います。町長、いかがでしょうか。意気込みをお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今お話ししました。それから、確かに群馬県はベイシア文化ホールとか、いろいろ大きな会社がネーミングライツで協力しているということはあります。

玉村町で考えた場合、玉村町の中での企業に協力していただくのか、また違うのかとかいろいろあるし、一番問題は住民が企業イメージをどう持っているかということが非常に大事だと思うので、そういう意味において企業の評価とか評判がもし分かっているような会社になってくると、それはちょっとふさわしくないのかなと。だから、この辺を調べて、町の中で社会貢献といいますか、雇用とか税収とか、いろんな面で協力というか活躍している会社とか、そういうものならイメージはあると思うのですが、その辺の区分けというものが微妙なところがあると思えますので、研究はさせていただこうと思っています。今すぐどうのこうのというのではないのですが、確かに今のコロナ財政の中で、国は物すごく借金を膨らませて対策しているわけで、その後はもう増税が来るのだろうというのは誰が見ても分かりますので、その中で税収獲得というのは非常に厳しいものがあると思えますので、そういう意味で研究材料にはさせていただきたいと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） いろんな懸案事項ももちろんあるのですが、とにかく始めてみないことには始まらないと。私は取りあえず動いてみるのが絶対に必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、先ほどの広幹道の桜並木の件なのですが、340本あるということで、既に何本か枯れているという状況もあります。これからずっと維持費もかかるという状況の中で、取りあえず植えてもらったのは県で植えてもらったけれども、これからずっと町として維持しなくてはならないということで、それに対する費用は年々増えていくのだろうと思います。

そんな中で、ネーミングライツの一つとして桜並木、あの街道自身が相当売り物なのではないかなと私は思っています。それから、今年もきれいに咲きましたし、自分であれを記念樹としてずっと見守っていけるようなことになれば、自分としても楽しみでもあるし、それをオーナー制度みたいなことでやってみることも、必ず参加者が出てくるのではないかと思います。私も実はこの間話をして、来年結婚50周年なのです。だから、金婚記念にでもそんなことができればいいねという話をうちでもしました。そういう思いの人は結構いるのではないかなと思っていますので、これもやればできることで、どれだけ希望者がいるかいないかは別にして、やればできることはとにかく取りかかってもらいたいということをお願いしたいと思います。これは新しくできた魅力発信機構、その辺も絡めて取り組めることではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

それでは、2番目の項目に行きたいと思います。子ども食堂についてです。先ほど町長からお話ありましたとおり、町では現在4か所が子ども食堂として運営されていると。いろいろとお聞きしたのですが、おのおのがみんな何となく個性的というか、みんな違った方向で特徴があっただけでいいかなと、こういうふうには実は私も思っています。

先ほど費用の件で困っているところはないよと。補助金は今1万円払っているということですが、もちろんだの程度困っているのかも、ちょっと私も分からないのですが、それがあつたら助かるねと、それは喜ぶねという話は私もある代表の方と話をしました。私が一番気になったのは、本当に困っている人に届いているのだろうかということだったのです。子ども食堂を自分で勉強したときに、もともとは地域交流の拠点と、それから子供の貧困対策の一つだというのがあったので、そのことがずっと私の頭にあるのですが、今町がやっていることは貧困対策ということが主流には決してなっていないという状況があります。私は、もちろん先ほど町長の話にもあつたように、当然それはそれで目的の一つとして方向としては間違っていないのだと思いますが、原点がそういうことであつたので、子ども宅食等につなげてみたのですが、今子ども食堂が抱えている問題として幾つかあるという中で、先ほどの関連なのですが、子ども食堂を必要としている子供が本当に来てくれているのかどうかは自分たちも分からないということがあります。子ども宅食の先進地の低所得世帯、要するに困っている子供たちの定義が、児童扶養手当、それから就学援助受給世帯等について子ども宅食をぜひ進めたいとあつたのですが、町で把握しているというか、子供の貧困ということを考えたときに、世帯として、あるいは子供たちとして、どういう環境の子供たちを想定しているのですか。ちなみに、児童扶養手当、それから就学援助受給世帯というのは玉村町にどのぐらいあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

[子ども育成課長 中野利宏君発言]

◇子ども育成課長(中野利宏君) 私のほうからは、児童扶養手当の受給者数につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

手当を受給しておりますのは全部で235世帯、これは4月1日現在のデータでございます。

◇議長(三友美恵子君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) 小中学校の就学援助該当者ですけれども、小学校では39名、中学校では35名、5月31日現在の数となっております。

◇議長(三友美恵子君) 2番新井賢次議員。挙手をお願いします。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) ありがとうございます。それで、その子供たちに対して特別に子ども食堂なりに対してのアプローチというのは、町として、あるいは今運営されている4つの皆さんからはされているのでしょうか。

◇議長(三友美恵子君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岩谷孝司君発言]

◇健康福祉課長(岩谷孝司君) お答えします。

現在子ども食堂のほうで、先ほど議員がおっしゃったような児童扶養手当の該当者、もしくは就学援助受給世帯の方へのアプローチというのは特にしておらず、どちらかという間口を広く開けて、どなたでも参加できるという形を取らせていただいております。

◇議長(三友美恵子君) 2番新井賢次議員。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) その点については、先ほど来の説明で大体理解できているのですが、貧困世帯にある子供は、そもそも周りにそういうことを知られたくないということがあって、子ども食堂にやってこないという傾向もあるようです。本当に届けるべき子供に支援が届いていなかったということで、子ども食堂をやっているある方が、暗闇の中で支援をしているような状態だということで自分のことを言っています。これを解決すべくこれから動き出そうとしているのが子ども宅食だというふうに思います。

先ほどの答弁の中では、フードバンクあるいはフードドライブがこれからできるので、そちらの役割として子ども宅食も一つの考え方の中に入ってくるかなというお話でした。確かにそれは、そういう意味があるかと思しますので、子ども宅食もぜひ考えて進めさせていただきたいと。玉村町はこの規模で、現在4つの運営団体があって、なおかつこれからもう一つ、町の真ん中にできると聞いています。5つの規模がこれだけの町であるというのは、かなり子ども食堂でいうと先進地だと、こういうふうにも聞いています。そういう意味で、よそでまだあまりやっていない子ども宅食についても、ぜひ先

鞭をつけて進めていただきたいなど、こういうふうに思います。これについてどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 子ども食堂の活動を私も若干見ることがあるのですが、やっぱり固定的なボランティア活動で、1つの思いというか使命感みたいなのがあって、食材を前夜から用意して、朝作り出して、子供たちにコロナ禍でなければ食べていってもらう、それでそこで学習支援したり、そういった形でやっています。

それで、町から1万円ということですがけれども、金額は決して多いものではないので、大丈夫かなと思っていると、子ども食堂に対する理解を酌んだ農家の方々や企業からの差し入れといいますか、援助というのがあるということも、それでそこに集まってくる親御さん同士でコミュニティーが図れると。今度はそれが続くと、その中で新しい人が来られるような環境もないと、何か固定化してしまうとまた違った問題が出てしまうのではないかなと。本来の一番届けたいところに届かないような状況が起きないように、これからどのようなことをやっていくかというのが町の課題かと思います。

そういう意味では、子ども食堂に学習支援とかで関わってくれる人の思いを生かすためにも、どんな形で踏み出していけば、町と子ども食堂との協働みたいな形での学習支援、子供のコミュニティー、子供の成長過程での大事な制度というものになっていけばいいかなと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 確かにそう思います。それで、先ほど話したのですが、おのおの4つのグループがみんな特徴を持っていて、それぞれ違っていいかなと思います、実は。それで、その4つのグループ、あるいは5つになるらしいのですが、そういうグループの方同士が、自分たちが抱えている問題等について話し合うような機会もあっていいのではないかと思います、それはどうでしょうか。私がある代表の方と話したときに、よその話を聞いて、例えば1人300円いただくと、こういうグループもあります。そうすると、今300円だったら結構いろんなところでお弁当なんかも買えるのだよねというような話をした人もいました。そういう意味で言うと、一緒にやっている皆さん同士がお互いに勉強し合うとか、そういう機会があってもいいかなという思いがしますが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

そういった情報交換する場というのは、とても大切なことだと思っております。この4つのうちの1か所ぐらいだったと思うのですがけれども、そういう連絡会があるといいねというお話はいただいておりますので、検討させていただきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） では、この件で最後になりますけれども、先ほどから言っているように、この子ども食堂は玉村町にとって多分今は誇れる状態になっていると思います。ですから、本当に困っている子供たちに対しての子ども宅食への取組も、フードバンク、フードドライブが始まった時点でぜひ一緒に検討していただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、3番目の水辺の森公園、烏川河川敷総合レクリエーション公園の有効利活用について伺います。実は、昨日議会が終わってから、いつもの散歩に出ました。昨日は、水辺の森公園に行ってみました。途中の滝川には、昨日から水が全量流れるということで、結構滝川に水の量がすごく流れていて、久しぶりに勢いある水の声聞いたなと思いました。水辺の森公園に着きますと、一番最初に、昨日、月田議員が聞いていたスクリーンがあります。昨日は、実にごみ一つも引っかかってなくて、非常にきれいでした。月田議員の思いが通じたのかなと思うぐらいでした。

それで公園の中に入っていきましたら、ショウビン沼である男性が、Nさんが、5メートルぐらいの長い棒の先に、ホーという土を耕すときのものなのですが、ホーを縛りつけて水辺の森の中のごみを拾っていました。それで、今日取りあえず拾って岸に出しておいて、あした乾いたらごみ袋を持ってきて、また捨てに行くのですと。これが散歩の途中、散歩のつもりで、ほぼ毎日来ているのだそうです。それで、そのスクリーンができたことで、最近ショウビン沼のごみが本当になくなって助かっていますと、こういう話もしていました。「ボランティアで、本当にすごいですね」と話したら、「好きで来ているのです」と言うのです、その人は。好きだからボランティアやっているというか、ボランティア活動を楽しんでいる、むしろボランティアだから楽しいのだと、こういうふうに言っていました。だから、すばらしい人だなと思って、その人と途中立ち話をした中で、その方も本当にこの公園はすばらしいと、大好きですと、もっと多くの皆さんに来てもらいたいですよねと。さらに、この公園の中に例えば土日だけでもコーヒーでも飲ませてくれるようなカフェみたいなものがあったら、本当にいいよねなんていう話になって、いつときそんな話で盛り上がりました。そんな人の思いも込めて、この話をお聞きしたいと、こういうふうに思います。

先ほどの答弁の中で、管理についていろいろお話を伺いましたが、私今管理の件で問題にしたいのは、バーベキュー場、キャンプ場の管理です。水辺の森公園は、岩倉自然公園水辺の森を愛する会の皆さんがかなりみんなで意欲を持ってやっていただいているので、本当に昨日なんかすごくきれいでした、全体が。バーベキュー場とキャンプ場も、今は去年の7月からコロナの関係で閉鎖してあるので、ほとんどごみもなく、きれいでした。ただし、あれは使っている状況ですと、かなりトイレの周りだとか、いろんところが、決してきれいではないという状況があったことを記憶しています。

有料化について検討した経緯があるという話を先ほど伺いました。確かに有料化は難しいかなと。ということは、お金をいただくと、その分こちらもまた負担が増えるということもあると思いますの

で、現実的にも難しいということですから、それは抜きにしても、私はどんな人が来ているのか、どこから来ているのか、その把握はぜひ必要かなと思います。

それで、今はネットとかでお互いにオンラインで連絡し合っ、使用許可みたいなものをあらかじめ提出してもらおうと。許可書も出すということで、誰がいつどのくらい来ているということが把握できるし、そういう意識があれば、ごみを捨てたりだとか、持ち帰らないでそのまま捨てていくとか、あるいは火気の使用制限なんかもあるのですけれども、そういうことについても今以上に気を遣うのではないかと。今は、要するに野放しなのです。無料ということもあって、とにかく人気があります。冬でもいっぱいです、あそこは。そんな状況ですから、ぜひ届けをしてもらって、許可書は出すという方向で検討することが必要かなと思います。

それで、許可書はもちろん事前に受渡しだとか、そんなことは難しいですから、大体の人は車で来ます、キャンプに来る人は。来たら、道の駅に寄ってくださいと、道の駅で許可書を発行しますと。そうしますと、道の駅に対しても来客が増えるし、商いのチャンスも増えるのではないかと思いますので、その検討をしていただければと思いますが、その考えについてどう思いますか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

現在キャンプ場につきましては、コロナの関係で閉鎖しているところです。また、キャンプ場で自由ということで、不特定多数の方が利用されるということで、何かコロナ等発症した場合、追っていくことができないということもありまして、閉鎖のほうに重きを置いております。また、受付とか、役場の対応として、そういったいろんなことを考えていくということは必要と考えております。

先ほど有料化の話は難しいということなのですが、より利用しやすく、また町のほうも良好に管理できるような、そういったシステムをみんなでアイデアを出して考えていきたいと今のところは考えているところです。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今コロナで閉鎖しているという状況がチャンスだと思います。ネット等を見ましても、岩倉自然公園のキャンプ場は結構皆さんに注目されていて、いつから始まるのだろうと、こういうことを待っているキャンプファンが結構いるのだと思います。今度再開するときに、新しくそういう試みをするチャンスだと思うのです。ですから、コロナで再開する前にある方向づけを決めて、私は少なくとも事前に参加者が把握できるようなシステムだけはつくってほしいなど、こういうふうに思います。

それと、先ほどのNさんからも出た話がありますが、この場所にもっと来てもらいたいよねということで、私も本当にそう思うのです。先ほどの岩倉自然公園水辺の森を愛する会の皆さんが、あそこ

で年間を通じていろんな催しをやっています。野鳥を見る会だとか、あそこで体操したりだとか、新しい町の歌を发表或したりとか、それから子供の祭りだとか、いろいろやっていますよね。そんなことで私も参加させてもらったりすることがあるのですが、玉村町の人であるにもかかわらず、来て、玉村町にこんないいところがあったのですねということをする人が必ず何人かはいます。もっとあそこをPRする必要もあるのかなと、こういうふうに思います。

特に天狗岩用水が世界遺産に、世界かんがい施設遺産に登録されたということで、先ほどのショウビン沼の水は、その末端でもあるわけです。ですから、今まで以上にみんなに来てもらうということを考えるときに、一つの方法として、私は現在のたまりんの運行コースに、水辺の森公園の近くに1つ造ってもらったらどうかなと思います。現在の西の駐車場でもいいし、あるいはグラウンドゴルフ場、あその部分でもいいのですけれども、あそこに1つ駐車場を造ってもらったらいいかなと。現在は、たまりんでいうと南コースの9番の駐車場が角渚下之手、10番の駐車場が角渚八幡宮東、この2か所が結構その場所には近いのですが、そこから1つ、その中間に造ってもらうだけで、あその知名度は上がるし、ちょっと足の不自由な人、あるいは小さい子供連れの皆さんも、たまりんに乗ってあそこに行くと。そうしますと、2時間後ぐらいにまた次のたまりんが来るのです。あそこを4往復していますので、それを利用することで、あそこに2時間あるいは4時間滞在するにはすごく便利になるかと思います。そういう意味で、今まで以上に皆さんに来てもらうために、たまりんの運行コースに駐車場を造ってもらうという案について検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

たまりん運行コースの中に水辺の森公園前とかというものを追加してはいかがかということだと思いますが、今現在、先ほど新井議員のおっしゃられた角渚地内で近いと思われるところ、角渚下之手と角渚八幡宮東というのがあって、もう一個、西川製薬前というのが実は一番近いです。水辺の森公園の角渚のポンプ場のところから入った駐車場まで、ほぼ200メートルぐらいの場所なので、そこが一番近いところになります。そこで乗り降りしていただければ、歩いて2分ぐらいで水辺の森公園の中に入れるのかなと思います。そして、そちらで散策していただいて、新井議員のおっしゃるとおり、2時間とか4時間とか散策していただければちょうどいいのかなんていうふうにもちょっと私は思います。

早速水辺の森公園のホームページのほうに、たまりんご利用の場合ということで、たまりんの地図及びどちらで降りたらどのぐらいの距離で水辺の森公園へ行けますよという、そういった案内も記載をしていただきましたので、こちらで水辺の森公園の利用の促進は、今現在できる方策といえ、こういった形で取らせていただいております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） できれば水辺の森公園という名前がある駐車場があったほうが周知しやすいかなと。今親切に、そういうご案内していただくことは、それはそれで意味があるかと思えますけれども、例えば今の西川製薬の、確かにあそこありますよね。では、あれを水辺の森公園北とか、そんな形に変えるだけでも、西川製薬よりはいいかなと思います。そんなこともぜひ考えていただければありがたいかなと思います。

それから、近年あの公園には新しい看板が幾つか、今までなかった看板ができてきて、分かりやすくなったと思うのですが、1つ、キャンプ場の中に烏川河川敷総合レクリエーション基地案内図という看板があります。これは、かなり古くて、ゲートボール場があったりとか、今実際にはない名前が大きな地図に堂々と載っているのです。ですから、これはぜひ新しいものに取り替えていただいたほうがいいかなと思います。

それから、バーベキュー場、キャンプ場の利用上の注意もあるのですが、これからのことを考えると消火器を必ず用意しろとかそのようなことも、火気に対することも加えてもらったらどうかかなと思います。

それから、看板についてもう一つお話ししますと、占用許可、占用目的ということで、令和6年の3月31日までという看板が出ています。その中で、占用目的として運動公園とキャンプ場及びゴルフ場ということで1万8,247平米が占用面積としてなっています。先ほど言ったように、水辺の森公園についてはいいと思うのですが、あと運動場、運動公園、これも先ほど指定管理というか、町の野球チームがあそこはどうも管理委託を受けてやっているようなのですが、その部分は非常にきれいになっています。昨日芝生の上も歩いてみたのですけれども、本当にいいグラウンドになっていました。それで1つ、そこでバックネットの上に南小メビウスと言ったかな、少年野球チームが県大会出場ということで「祝」と書いてあったのです。聞いてみましたら、もう県大会へ行って1回戦で勝って、2回戦で惜敗したと聞いたのですが、そういう要するにうれしいニュースだったのです。私も見て、そのとき思ったのは、町のメルたまがありますよね、あれにも今コロナをはじめ不審者情報だとか、いろんな情報が入ってくるのですが、私はそういうみんなですべて喜ぶような情報、あれもメルたまに載せたらどうだろうかと思いました。いろんな暗い話がある中で、そういう明るい情報も町民の皆さんに分かってもらうことができたなら、メルたまの意味ももっとあるのかなと思いました。ちょっとこれは、私がお話しした趣旨と離れているのですが、町長、明るい話、そういうこともメルたまで発信するということに対しては……

◇議長（三友美恵子君） 質問が、すみません、通告出ていないです。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） でも、思いだけ聞いていただいたので。

そうしますと、一応私が今日用意した質問は以上なのですが、最初に申し上げたネーミングライツ、それから広報への企業の広告、それからホームページでのウェブ広告については、少なくとも町の皆さんが動けば確実に町の税収になるというように思っています。結果的に金額がどこまで伸びるかは全く想像もできないのですが、決してゼロではないはずで、こんな一番厳しい、これからもっと厳しくなる状況の中で、ぜひ町としてそのことについては真剣に取り組んでいただきたいと、こう思います。そのことについて、町長から最後一言お願いします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私も今言いましたように、様々な課題も抱えながら研究していきたいということですね。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時10分に再開いたします。

午前9時53分休憩

午前10時10分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、8番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔8番 高橋茂樹君登壇〕

◇8番（高橋茂樹君） 議席番号8番高橋茂樹です。新型コロナウイルスの影響で社会生活が大変疲弊、混乱しております。新型コロナウイルス対策が求められる中、議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日の質問事項の1点目は、工業団地の造成計画について2項目について町の考えを問います。1つ、高崎玉村スマートインターチェンジ北工業団地の進捗状況及び今後の見通しについて尋ねます。

次に、その見通しの後、玉村町に新規の工業団地の造成計画はあるかを問います。

次に、2点目として、空き家対策について4項目について町の考えを問います。町の空き家対策の今までの実績について問います。

それから、町の空き家に対する支援策、空き家バンク、空き家の除却について問います。

それから、廃屋となっている空き家の固定資産税の評価基準は、今町ではどのようになっているか

お尋ねいたします。

それから、空き家もそうなのですけれども、未相続地及び所有者不明の空き家対策と固定資産税の課税についてお尋ねします。

次に、3点目として、耕作放棄地の現状と対策、それと玉村町農業公社、またいろいろ、こここのところ農業公社にも動きがあると思うのですけれども、農業公社の役割はどんなものかお尋ねします。

4点目、新型コロナウイルスがいまだ終息しない今、新型コロナウイルス禍の今後の課題について幾つかお尋ねします。

1つ、日々変化しているのですけれども、新型コロナウイルスワクチンの接種状況と今後の見通しについて、毎日毎日これについては変化があると思うのですけれども、昨日現在でも今日現在でもどんなふうになっているか、ちょっとお聞かせ願います。

それから、玉村町が5月16日から6月13日まで、まん延防止等重点措置の対象地区に指定されたことによる、玉村町民へどんな要請をしたり、またどんな支援をしているか町に問います。

3番目、コロナウイルスの影響者に対する町の支援策について、以下の点について問います。
感染予防対策の徹底及び支援策。

それから、高齢者に対する対策はどのようになっているか。高齢者は発病すると、どうしても重症化、また死に至るといようなことを聞いていますので、その辺の対策はどうなっているか。

それから、新型コロナウイルスに関連しての失業者がどのくらい玉村町で出ているか、またその対策はどのようになっているか。

それから、幼児、児童、生徒に対する対策、学校と幼稚園、保育所、いろいろな児童、幼児に対する対策はどのようになっているかお尋ねしていきます。

以上で1回目の質問を終了します。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 高橋茂樹議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、スマートインター北工業団地の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。高崎玉村スマートインターチェンジ北地区は、令和2年11月に市街化区域に編入され、その後群馬県企業局と工業団地造成事業に関する協定を締結しております。事業の進捗状況ですが、土地売買契約については、地権者の都合により残り1筆が未契約となっており、また埋蔵文化財調査につきましては令和3年1月から開始をし、順調に進んだ結果、4月中に終了することができました。現在は、造成工事に係る各種測量調査及び実施設計業務を群馬県企業局及び伊勢崎土木事務所と協力して進めているところでございます。

今後の見通しとしましては、土地売買契約の遅れもありますが、令和4年度に造成工事及び周辺整備の工事に着手し、令和5年度中に分譲開始ができるよう、引き続き群馬県企業局及び伊勢崎土木事

務所と協力して進めてまいります。

次に、新規の工業団地の造成計画についてお答えします。次の都市計画線引きの定期見直しが令和7年度となっており、それに向けて、既に新規工業団地の候補地選定を始めております。今後とも地域経済の活性化と雇用機会を創出し、未来につながるまちづくりを行うことができるよう、新規の工業団地計画を進めていきたいと考えております。

次に、空き家対策についてお答えします。町の空き家対策の実績につきましては、平成30年4月に、町内区長や弁護士等の有識者で構成される玉村町空家等対策協議会を設立し、空き家に関する対策を講ずるため、様々な協議を重ね、平成31年3月に玉村町空家対策計画を策定し、平成31年4月に玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例及び規則を制定しました。

また、空家等対策の推進に関する特別措置及び町の条例、計画に基づき、そのまま放置することが保安全危険な状態であるなどの空き家を、令和元年10月に行われた当協議会において3件、特定空家と認定し、翌11月に助言、指導を行いました。うち1件につきましては、令和2年1月に除却が実施され、特定空家の認定解除となりました。特に2件につきましては、所有者の意向や生活状況を鑑みながら、除却等、特定空家の解決を促しております。

町の支援策につきましては、平成31年4月から玉村町空き家バンク及び玉村町空家除却補助の事業を行ってまいりました。玉村町空き家バンクは、発足年度から複数の相談をお受けしましたが、令和3年3月に初めて空き家所有者から物件登録及び空き家購入希望者の利用登録がそれぞれ1件あり、翌4月に売買契約が成立し、購入者の町外からの転入が確認されました。

また、玉村町空家除却補助につきましては、平成31年度に4件、令和2年度に10件の補助金交付により、老朽空き家等の除却が実施されました。

両事業とも今年度も継続しており、活用できる空き家は空き家バンクを、老朽化した空き家は空家除却補助を利用させていただくよう周知啓発してまいります。

続きまして、廃屋の固定資産税の評価基準についてお答えします。固定資産税の家屋についての認定基準は、不動産登記規則第111条の規定に準じます。その中では、「建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの」と規定しています。具体的には、屋根及び3方向以上壁で囲われている等の外気分断性、基礎等で物理的に土地に固着しているかの土地への定着性、家屋本来の目的に供し得る利用空間が形成されているかの用途性の3つの要件の認定基準としています。したがって、一度家屋として認定された建物であっても、この3つの要件を満たさない状態となった家屋については、固定資産税の家屋として認定されないものと判断し、課税台帳の登録を削除することとなります。

未相続地及び所有者不明の空き家対策と固定資産税の課税につきましては、地方税法第343条の2において、固定資産の所有者が賦課期日前に死亡しているときは、現に所有している者とし、通常は相続人へ課税するものとしております。また、令和2年度の税制改正により、現に所有している者

の申告の制度化が適用され、玉村町税条例第74条の3においても、現所有者は住所、氏名等を記載した申告書を提出しなければならないとしております。現在、所有者が死亡し未相続の固定資産に対する課税については、相続人代表・納税義務者代表届出書の提出を相続人に対して求めており、届出書による代表者に対して課税を行っております。また、空き家対策につきましても、これに基づく相続人代表に通知等を行っておりますが、今後も関係各課と連携し、空き家対策を推進してまいります。

次に、耕作放棄地についてお答えします。農地の耕作放棄地については、農業委員及び農地利用最適化推進員により、各地区内に耕作放棄地や管理が不十分な農地が発生していないかといったことを農地パトロールとして巡回、調査しており、調査により管理が十分にされていない農地を把握し、農業委員会事務局に報告されています。

報告を受けた段階で、事務局から所有者へ農地を適切に管理するように通知を发出して管理をお願いしていましたが、それでも令和3年3月末現在で、田9筆4、459平方メートル、畑11筆7、676平方メートルの耕作放棄地が確認されています。これらの耕作放棄地のうち、7筆は町外の所有者であります。

耕作放棄地の所有者へは、過去に耕作の意思、貸付けの意思、管理や作業委託の意思について、問い合わせる内容の通知を郵送しましたが、一部の所有者から回答がありませんでしたので、改めて通知を発送する予定となっています。今後も、耕作放棄地を増やさない対策としまして、調査、把握に努め、農業委員、農地利用最適化推進員を中心に、地道な働きかけをお願いしたいと考えております。

続いて、農業公社の役割についてお答えします。公益財団法人玉村町農業公社は、平成5年4月に設立され、農地利用集積円滑化団体として長きにわたって農地の貸し借りの相談窓口になり、農地利用集積円滑化事業として、所有者と耕作者の間に入って農地の貸し借りを行ってきました。令和2年3月末では508ヘクタールの農地の貸し借りを行いました。

令和2年4月の法改正により、農地の貸し借りは公益財団法人群馬県農業公社が実施している農地中間管理事業に順次移行していくことになり、町農業公社が行っていた農地利用集積円滑化事業による契約が満了したものから、契約者の皆様からの意向を確認して、県農業公社の農地中間管理事業に切り替えている状況です。

ただ、法改正により事業の中身が変わったとしても、農地の貸し借りは引き続き町農業公社が窓口となり、農地の利用調整を行っておりますので、町農業公社の役割は変わっていません。管理が大変になるので、農地を貸したいという方がいれば、町農業公社で相談をしていただくことによって、県農業公社を通して営農意欲のある農事組合法人や大規模経営農家に農地の貸付けを行いますので、ぜひ相談をしていただければと思います。

次に、新型コロナ禍の今後の課題についてお答えします。まず、新型コロナウイルスワクチンの接種状況と今後の見通しについてでございますが、町では伊勢崎佐波医師会及び伊勢崎市と連携協力を行いながら、現在医療従事者のワクチン接種と、優先順位の高い65歳以上の高齢者接種を順次進め

ております。最初は、ワクチン供給量も限られる中での接種開始のため、医療機関の予約受付や診療への影響を小さくするため、接種クーポン券の年齢を区切って、85歳以上の人から送付いたしました。その後、年齢を下げて順次発送を行っており、6月には65歳以上の方全員の発送が終了する予定です。65歳以上の高齢者の接種がある程度進んだ段階で、次の優先順位である基礎疾患を有する方、60歳から64歳の方へと接種を進めてまいりたいと考えております。それには、まず65歳以上の高齢者接種の終了時期を7月末と捉えながら、次の段階へと順次進めていけるよう、広域での接種体制を築いている伊勢崎市とも調整しつつ、詳細な計画を立てながら準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されたことによる町民への要請と支援策についてお答えします。県内、当町を含む10市町にまん延防止等重点措置が対象地区として適用されたことを受け、県では要請の対象を全ての飲食店に広げ、営業時間の短縮と酒類提供の終日自粛要請が出されております。また、生活必需品以外を扱う集客施設も対象に加えており、要請に伴う協力金は国の基準に従い、また事業規模や売上げに応じて出されることとなっております。

まず、感染予防対策の徹底及び支援策についてですが、玉村町でも感染者数が増加したことから、まん延防止等重点措置の対象地区に適用されましたが、引き続き感染防止に必要な情報発信、取組、注意喚起を町ホームページや町広報紙、メルたま、タウン情報誌など、できる限りの方法、手段で繰り返し行っております。

また、ワクチン接種を順調に進めるとともに、感染拡大防止のためには、今後とも数々の感染対策用品を備蓄し、必要な場所への提供や対策を行ってまいりたいと考えております。また、陽性者に対しても、マスクや手指消毒品の提供や、事業所の消毒費用の一部を助成するとともに、小規模事業者等事業継続支援事業、医療介護従事者等慰労金給付事業などの支援を講じてまいります。

次に、高齢者に対する支援につきましては、新型コロナウイルスの影響で引き籠もりがちになり、筋力の低下など心身が衰える、いわゆるフレイルになる可能性が高まることが予想されるため、現在FMたまむらのご協力の下、平日午前9時から1時間、「筋力トレーニング」と「ストレッチング」、「ぐんまの風体操」を放送し、高齢者の体力の維持向上に努めております。

さらに、毎週金曜日、「筋力トレーニング」の放送後、保健師や栄養士、理学療法士、歯科衛生士の解説による「楽しく学ぶ、健康ミニ講座、さあ今日からやってみよう」を放送しており、その中で「認知症予防講座」、「口腔体操講座」、「免疫力をあげよう、栄養講座」、「転倒予防講座」、「こんな時だからフレイル予防」をローテーションで放送しております。

また、独り暮らしの高齢者については、民生・児童委員さんが実施しているお元気ですか訪問の際、コロナの影響による健康二次被害を予防する目的で、免疫力を高めるパンフレットや、自宅で一人で行えるあおぞらストレッチングのチラシを配布していただき、対策を講じております。

さらに、広く町民全体に対し、広報7月号にも「コロナによる運動不足を解消しましょう」と題し、

フレイル予防を周知する予定であります。

次に、新型コロナウイルスに関連しての失業者に対する対策についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業等の経営状況が悪化し、そのために失業してしまった方々への対応としまして、そのような方々から相談があった場合、まずは次の仕事に就いていただくため、玉村町及び伊勢崎市を管轄区域としている公共職業安定所であるハローワーク伊勢崎をご案内し、対応しております。

求職に関する相談として、各企業等の求人情報はもとより、離職者を支援する施策として、一定期間試用雇用する事業者に対して、試用雇用期間中の賃金を一部助成するトライアル雇用助成金制度、雇用保険を受給しながら無料で職業訓練が受講できる公共職業訓練制度、雇用保険を受給できない求職者に対して無料で職業訓練を受講しながら、要件により月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができる求職者支援訓練制度などの窓口となっておりますので、引き続き周知等を図ってまいります。

また、求職以前に休業や失業等により生活に困窮している方につきましては、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支援金、給付金を支給する、厚生労働省の実施している新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度のご案内や、玉村町社会福祉協議会が窓口となっている休業や失業等により生活資金にお悩みの方への特例貸付制度である緊急小口資金・総合支援資金のご案内をしております。

そのような対応をする一方で、そういった失業者の方々を出さないよう、中小企業及び個人事業主を支援する施策も必要ですので、事業主が労働者に支払った休業手当の一部を助成する、厚生労働省の実施している雇用調整助成金制度や、雇用の調整を目的として出向する経費の一部を助成する産業雇用安定助成金制度のご案内をするとともに、柳沢議員のご質問でもお答えいたしました、町で実施している第2期玉村町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金及び玉村町町内飲食店新型コロナウイルス感染症対策支援補助金、第2期玉村町小規模事業者事業継続支援助成金や、ペイペイ株式会社と予定しておりますキャッシュレス決済推進キャンペーンなどにより、町内事業者の支援に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス対策における幼児、児童、生徒に対する町の支援策についてお答えします。まず初めに、幼児、児童が通う施設に対する支援策についてでございますが、昨年度、国の第一次補正予算に伴う補助事業を活用し、公立幼稚園、公立保育所、私立保育園、認定こども園、児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの22施設に、1施設当たり50万円を上限として、消毒液やマスク、空気清浄機などの購入費用に対する補助を実施し、一時預かり事業及び延長保育事業を実施している施設については、それぞれ別途50万円を上限に加算して補助を行いました。

また、このほかに国の第二次補正に伴う補助事業として、国の第一次補正と同額の補助を実施して

おります。対象施設は、第一次補正の施設に加え、事業所内保育施設を追加した25施設で実施しました。

今年度は、令和2年度の国の第三次補正分として、国の第一次補正と同じ施設に、施設ごとに必要額を補助する予定でございます。

続いて、保護者に対する支援としましては、国ではコロナ禍による独り親世帯の収入減対策として、ひとり親世帯臨時特別給付金を創設し、昨年6月の児童扶養手当の受給者等に基本給付として1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円を加算し、8月と12月の2度にわたり支給を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方には、申請に基づき追加で1世帯当たり5万円を給付しました。

さらに、今年度は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を創設し、独り親世帯に対しては、令和3年4月分の児童扶養手当の受給者に、児童1人当たり一律5万円を5月1日に支給し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方等には、申請に基づき同額の支給を行います。

また、今年度は、独り親以外の世帯についても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を創設し、18歳までの子、障害児については20歳未満の養育者で、住民税が非課税の世帯に対して、児童1人当たり一律5万円が支給される予定となっております。

続いて、町独自の取組としまして、昨年5月と今年度4月に低所得世帯臨時子育て支援金給付事業を創設し、児童扶養手当または就学援助費受給世帯の対象児童1人につき2万円を給付しております。

今後も、コロナ禍で奮闘する子育て世帯の支援に取り組んでいくとともに、保育所や放課後児童クラブ等の事業を継続的に提供していくため、感染症対策を徹底していきたいと考えております。

園児、児童、生徒に対する対策についてのご質問は、教育長からお答えします。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 園児、児童、生徒に対する支援策についてお答えいたします。

まず、感染症拡大防止のため、昨年5月に児童、生徒約2,600人全員に携帯用消毒液を、7月に園児、児童、生徒約2,700人全員にマスクを配布いたしました。また、国の補助事業等を活用し、学校及び幼稚園における感染予防対策の徹底と学習保障を目的とした消耗品や備品の購入などの支援を行いました。具体的には、各種消毒用アルコール、密を避けて学習を行うために必要な大型モニター、冬季における教室環境を整えるための加湿器など、それぞれの学校園が必要としている物品を購入し、配布いたしました。

また、経済的な支援として、昨年度、感染拡大防止のため修学旅行の実施時期や内容を変更したことによるキャンセル料を負担いたしました。さらに、就学援助該当者への支援として、4月には低所得世帯臨時子育て支援金給付事業により2万円を支給、6月からコロナ生活困窮世帯生理用品配付事

業により生理用品の配付を行いました。

今後の支援策といたしましては、国の第三次補正予算による補助事業を活用し、支援を継続していきます。既に非接触型サーモグラフィー、CO₂濃度チェッカー、自動手指消毒器など、それぞれの学校園で必要とする物品等の購入、配布を進めております。

さらに、今年度は、就学援助費の支給基準を見直し、支援を必要とする世帯に、より適切な支援を行っていきたいと考えております。

これらの対策を通して、今後も園児、児童、生徒が安全、安心な環境で学校生活が送れるよう、支援を継続してまいります。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） それでは、2回目から自席で質問します。

まず1点目、スマートインターチェンジ北工業団地が、先ほどの答弁の中で令和5年ぐらいに分譲開始になるというようなことなので、地域に優良企業を誘致して、昨日の新聞だったかで、玉村町の人口も3万6,000を割ってきているので、やはり優良企業が来て、そこへ勤める人たちが玉村町に住んでくれば、人口減のほうも幾らか抑えられるかなということ、まずインターチェンジ北の工業団地を早めに造成を仕上げ、優良企業誘致に努力してもらえればと思います。

それから、先ほども答弁の中であって、それが済めば、令和7年にまた玉村町に新たな工業団地を模索するというような答弁がありましたので、玉村町の人口減を食い止めたり、そういう意味からいっても工業団地造成をして玉村町内に勤める人、そういう人を増やして、玉村町に住んでもらうというような政策でいってもらえればと思います。工業団地造成については、その程度にとどめておいて。

次に、空き家対策、実績でなかなか空き家対策、特定空家が3件のうち1件だけは取り壊したということなのですけれども、特定空家までいかなくても、相当住めなくなっているのではないかとというような空き家が何件か見受けられる、その中で次の質問といろいろに関連してくるのですけれども、特定空家を壊したりとか普通の空き家を壊したりするには、町から補助金が出ていると思うのですけれども、どんな基準で出ているか、ちょっとお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

空き家除却の補助金については、空き家の定義が1年間そこに住んでいなかったことということで、調査の段階で水道メーターや区長さんの情報や民生委員さんの情報で空き家のほうを把握させていただいているのですけれども、その中で取壊しに関して50%、町が補助金を交付するというので、最大50万円ということで決めて対応しています。それで実績としては、先ほどの令和元年4件、昨年度10件という結果になっていまして、今後もそれは継続していきたいと考えています。

ただ、空き家の母屋と物置とか、いろいろあると思うのですけれども、一緒に壊す場合には対象になりますが、物置だけを壊すとか、駐車場だけを壊すとかというのは対象にはなっておりません。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 50%の交付で、50万円が上限ということなのですが、今空き家になっているところを壊すのは、やっぱり100万円ぐらいでは撤去できないのではないのかというような気がするのですが、近隣の市町村と比較ということではないのですけれども、周りの市町村がどのくらい空き家を除却するのに費用を出しているか調査して、また玉村町もある程度補助金を出してやれば空き家が片づくのではないのかというような気もしているのですけれども。予算との関係があるので、無理を言ってもしょうがないのですが、近所に相当放置してある空き家は迷惑している。空き家だけでなく、周りに木が生えていたり、草が生えていたりして非常に迷惑して、そこに最近はある動物がすんだり、また大きい蜂が巣を作ったりと、近所の人が大変困っているところが何点かあるので、早めに除却してきれいにしておいてもらえればいいかなと思います。そんな格好で、やはり除却または利用をできればいろいろな面で促進してもらえば、玉村町のためにもなると。その先にある固定資産税、人が住んでもらえれば固定資産税を納めるのも気分いいのですけれども、固定資産税の廃屋の評価基準というのを先ほど町長のほうから返答があったのですけれども、相当駄目な住めないようなところも固定資産税がかかっているという話があるのですけれども、その辺の基準はどんなふうになっていますか。もう一度聞きます。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） お答えいたします。

廃屋等々の基準というか、そちらのほうは何とも言えないところがあるとは思っているのですが、一応先ほど説明いたしました家屋としての評価基準の3要件、屋根等があつて外壁で基礎がしっかりしていると、その用途に使われているという形になりますけれども、そちらの要件に合致しているような建物でありましたら課税をする形になっております。

課税標準額等の評価基準につきましては、新築家屋のときにまず最初に再建築価格を求めておりますので、それに応じて評価替えに基づいて、そのときにまた再度3年間建築価格を考慮した補正率を掛けて、それを適用したものが新たな再建築価格となっております。その再建築価格に新築からの経過年数を経年減点補正率を乗じて得たものが課税標準額となっておりますので、そういう建物であったとしても、一応課税の対象にはなってくるかと思われま。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 税の徴収ということで、それを变えるというのは無理かもしれないですけども、やはり廃屋になっているのに固定資産税が取られる、納めなくてはならないというのは、それが相続でもきちっとして自分の名義になっているのだったら、まだ幾らかでも納めるのに何とか工面するのですけれども、その次の未相続にも関連してきて、相続は自分だけではできない。やっぱり法定相続人が何人も、10人も15人も出てきてしまっているところで相続できないで、あんたは相続人代表だから固定資産税を納めなさいよという通知が来て、自分ももう何の収入もない、そういう人たちが、何で相続もできないところを納めなくてはならないのだというような考えに変わってきているのです。近所が何とかしてくれと言っても、壊すこともしないし、何もできない。壊すには金がかかる。200万円も壊し賃がかかって、50万円の補助が出ても、その負担のお金もない。しかしながら、10年もたつと相続もできない。固定資産税の負担だって100万円、200万円という負担金がある。今の廃屋でも新築でも、そんなに固定資産税は変わらない。その辺の税の基準ですから、玉村町だけで何とかできるということではないと思うけれども、やはり固定資産税については町税ですから、幾らか町で独自に考えてもいいかなと思います。

それから、今言ったように、未相続の土地で、どういう基準であんたが代表だというのを決めて発送して固定資産税を納めなさいと。相続権は法定相続の割合で、一番多い人にやっているのだから、どういうふうな感じで、同じ相続権があるのであれば、私ではなくてほかの人でもいいのではないかという考えがあるのですけれども、その代表者を決める基準はどういうふうになっていますか。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） お答えいたします。

一応町としては、相続が完了するまでの間の対応といたしましては、所有者が死亡した場合にはつきましては、後日手続に来庁してくださると思います。そのときに窓口において説明をして、こちらに書類がありますので、そちらの書類に記入してもらおう形になります。その場で確認できない場合には、書類のほうを渡して後日提出してもらおうことになるかと思っております。そのほかにつきましては、所有者が亡くなったことが判明した場合にはつきましては、相続人となる方を、いろいろ戸籍等々を調査させていただきまして、相続人に対して通知を郵送して回答いただいているような形となっております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） そうすると、聞きたいのは、代表者を拒否をできるかというのが1つ。固定資産税を私ではないほかの人にしてくれと。ほかの人が承諾しなくても、自分は窓口で拒否ができるかというのはどうなのですか。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） その場ですぐ拒否ができるわけではないかと思っておりますので、その辺は持ち帰っていただいて、家族等で協議していただければと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 今のは1つの前段であって、国がこの後相続をしない人、相続が発生して相続をしない人には今度罰金を取るような制度を考えているという感じなのですが、その辺は町の税務課は、所有者不明土地の関連という法案で、その中で相続をしない人については罰金だとか何かという話があるのですけれども、その辺はどんなふうに把握していますか。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） すみません、今現在私のほうはちょっと把握しておりません。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 何年か先には、やっぱり税金を取る目的で相続を必ずしろと。税金取る目的とは言っていないのだけれども、例えば公共事業で土地を買収するときに、所有者不明だとか何かだと非常にやりづらいと。必要な土地が公共事業に提供できないというようなことで困っているところが幾つかあるということなのだけれども、表向きはそういうようなことなのだけれども、やっぱり固定資産税を、きちっと相続すれば納める意識を植え付ける、そういう感じで所有者不明土地関連法が成立してきているのではないかということなので、その辺も町のほうでもやって、きちっと相続税また固定資産税を納められるようにするのも言っているのですけれども、やっぱりそれで生活できなくなってしまう人がいるので、その辺を今後、町の問題だけではないので、いろいろと研究してもらいたいと思います。

あとは、耕作放棄地が幾つかある、これも玉村町農業公社から県へ移管されて、先ほどの返答の中で相当の面積を県の農業公社を通じていろいろな専業農家にやっているということなのですから、町外の人でもなるだけやって、耕作放棄地のないようにしてもらえば、その辺周りもきれいになるし、草も生えていないということになるので、やはり草だけ除草するには何の収入もないところを除草するのは張り合いがないので、貸し借りの促進を進めてもらえればと思います。

それから、新型コロナウイルスのほうに移っていきますけれども、いろいろと町も対策をされているということなのですから、新型コロナウイルス対策については日々状況が変わっています、国のほうもいろいろとということ。1つだけ聞きたいのですけれども、伊勢崎保健所管内、玉村町も伊勢崎佐波医師会で個別接種、年齢の高い人からとかやってくれているのですけれども、何か集団接種みたいのを伊勢崎市も高崎市も考えると。今まではワクチンが十分に来ないから、そういう方法を

取っていないのかと思うのだけれども、何か最近ワクチンは国のほうで相当用意ができるということで、玉村町はそういうような集団接種的なものは考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

今日の上毛新聞のほうに高崎市が8会場で26日からで、伊勢崎市のほうも集団接種を柔軟に対応するような記事があったと思います。玉村町なのですけれども、玉村町につきましてもお医者さんの確保をしないとこればかりは始まらないので、まずお医者さんの確保に向けて今動いている状況です。それがもし整うようになれば、できれば来月の初めぐらいから始められればなというのを今模索している状況になっております。

議員がおっしゃったとおり、伊勢崎佐波医師会さん、やはり伊勢崎市もそうなので、関係性が玉村町もあるので、伊勢崎佐波医師会さん、または伊勢崎市ともうまく連携しながら、このようなことを進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 昨日あたり高崎市、伊勢崎市で集団接種すると。今の答弁からすると、玉村町も動いているというふうなことで、ワクチンを注射する医師のほうをまず確保しなければやっぱり始まらない。医師のほうを、町長また健康福祉課長、副町長を先頭にいろいろと確保してもらって、会場のほうについても玉村町でもやっぱり高崎市が1会場ではなく、伊勢崎市が何会場になるか、まだどうなるか分からないけれども、玉村町でも今73歳以上まではもう来たのかな。70歳以上ぐらまでは券が来たのか、その辺どうなのですか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 5月31日に71歳から72歳を発送しております。今後、予定ですけれども、6月3日に69歳から70歳を発送する、順次下げていくような形になっております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） そういうふうに発送してくると、今接種券が来て申し込んでも、1週間先だとか2週間先ではなくて、1か月先ぐらいではないといっぱいですよというような話もありますし、すいている医院ですれば早めに打ってくれるところもあるのですけれども、それはまちまちですけれども、やはり集団接種のほうもきちっとこれから考えて、接種するお医者さんというのですか、接種できる人を考えてもらいながら、また会場も行きやすいように幾つか分散したり、曜日なんかいろいろ

いる医師にお願いして、うまくワクチンが接種できれば、コロナウイルスもだんだん、だんだん感染者が減ってくるのではないかと。今まで聞いたその対策費で、非常に多額な対策費を使っている。聞くところによれば、接種すれば80%、90%感染しなくなってくるというような話もあるし、それがどんなものか分からないのですけれども、それを信じていけばいろいろな部分も有効に動いてくるし、経済も有効に回ってくるかと思しますので、接種のほうを今は急いでもらえればというふうに思っています。

あと、いろんな感染対策の援助については、考えられることは今後も続けてもらって、特に学校なんかもそのように考えて、子供が感染すると、もううちじゅう大変ですし、その辺考えてもらって、進めてもらえればと思います。

以上で終わりにします。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時15分に再開いたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、12番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔12番 備前島久仁子君登壇〕

◇12番（備前島久仁子君） 議席番号12番備前島久仁子です。毎日がコロナ関係のニュースが多い中で、あえて楽しい、よい記事を毎日読むようにしております。上毛新聞の1面に載っております小学生の朝の一句は、柔らかい感性と輝く言葉があふれていて、爽やかな気持ちのよい朝を迎えられます。

10日ほど前ですが、ダイアパレスの前に消防車両が2台、レスキューが駆けつけておりました。消防隊員が何かをしているので、下まで行ってみましたら、かわいいカルガモの赤ちゃん6匹が排水溝に落ちていると。それを消防隊員の方が網ですくって、それを南側の田んぼのほうに戻しておりました。このコロナ関係のニュースが多い、ぱっとしない日々の中ではありますが、そうした小さな命を救うために消防隊員の方たちが悪戦苦闘されている姿を見まして、何ともほっとしたような、のどかな気分になったことがありましたので、一つお伝えをしておきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。まず1つ目に、新型コロナウイルス感染拡大が止まりません。まん延防止等重点措置について伺います。現在は、県内で10人以下のコロナ感染者があり、玉村町でもここ数日は感染者がいない状況であります。群馬県がまん延防止等重点措置の適用地となっております。

そこで、重点措置は町単独で範囲を絞ることができますが、事業者の営業時間短縮の要請と、それ以外の措置について伺います。

さらに、現在までのワクチンの接種状況についても伺います。

また、コロナ禍での差別や偏見をなくすシトラスリボンプロジェクトが今全国で広がりつつあります。シトラスリボンとは、愛媛県から始まって、プロジェクトで愛媛特産のかんきつのシトラス系のリボンをつけることで、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者や外国人などへの差別や偏見を防止しようというのが目的であります。そうした取組、リボンをつけるということで、私たちは偏見を持たないよという心の表れでありますので、それについても伺います。

2つ目は、教員の長時間労働の解消に向けての具体的な対策について。群馬県の教育委員会が昨年10月に実施した全校対象の調査で、教職員の時間外勤務が過労死ラインとされる月80時間を超える割合が、公立の中学校では16.1%になり、100時間超えも5%になると明かされました。多忙な教職員の働き方の改善には早期に検討する必要があります。

教員は、授業や部活動のほかに、校内の会議や研修や出張、調査や報告書等の作成、保護者やPTAへの対応、さらにGIGAスクールやコロナ感染対策と、かつてないほどの負担を担っているのではないのでしょうか。教員が疲弊しては、質の高い授業や個に応じた指導を望むことはできません。そこで、学校現場の実態やその対策について伺います。

3、水辺の森公園の管理運営事業は、毎年の予算づけを望むところでありますが、この水辺の森公園は、岩倉自然公園水辺の森を愛する会の皆さんの努力と熱い思いで、通年にわたって草刈りや清掃が行われています。ショウビン沼のしゅんせつ工事も行われて、見違えるほどきれいになり、人々の癒やしの場になっております。しかし、5月3日の夕方には農業用排水路から大量の洗剤が流れてきて、30分ほどにわたって相当の量の泡が散在していたということで、そうしたものの原因の把握、あるいは周辺工場への指導はどのようになっているのか伺います。

駐車場にもごみが散乱しておりますけれども、利用する少年野球チーム等の関係者にも、年に数回の清掃活動を促して、自分たちが使う場所を清掃するという啓発も必要ではないかと思えます。

さらに、烏川には毎年ハクチョウが飛来しており、観光の名所となっておりますが、そこのごみの対策やハクチョウを守る取組について伺います。

これで1回目の質問といたします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の内容についてお答えいたします。まず、事業者の営業時間短縮要請とそれ以外の措置についてですが、まん延防止等重点措置が当町を含む10市町に適用されていることを受け、要請の対象を全ての飲食店に広げ、生活必需品以外

を扱う延べ床面積1,000平方メートル超の集客施設、劇場や博物館、遊技場などです、それらも対象に加えております。また、区域外の25市町村の飲食店にも午後8時までの時短営業、酒類の提供を午後7時までとすることを要請しており、要請に伴う中小企業への協力金は、売上げに応じ、区域内は1日当たり3万円から10万円に増額されます。その他の区域外では、2万5,000円から7万5,000円となります。また、県民に対しては、全域で午後8時以降の飲食店の利用や、路上や公園などでの集団での飲食の自粛を追加して要請しております。

次に、ワクチン接種状況につきましては、5月24日時点で73歳以上の方、これは約5,600人ですけれども、この方の接種クーポン券を発送し、高齢者施設と医療機関接種を合わせ、5月31日時点の累計ですが、1回目接種1,618名、2回目接種128名が既に接種を済ませております。また、ワクチンを無駄にしない取組としてのもったいないバンクですが、5月31日時点で登録者数約700名、利用した方が15名という状況になっております。今後も順次、年齢を下げて接種クーポン券を発送するとともに、もったいないバンクを有効に利用してまいりたいと考えております。

続きまして、シトラスリボンプロジェクトについてお答えします。コロナ禍の現在、ウイルス感染に伴う差別や偏見をなくそうという思いを示すシトラスリボンですが、群馬県においても、玉村町においても、その活動に賛同しております。4月11日の上毛新聞にも取り上げていただきましたが、玉村町の民生委員や学校長、保育所長、町管理職会などもシトラスリボンをつけ、「コロナ差別をなくそう」の思いを示しております。また現在、商工会女性部の方々が薄緑色の水引ひもを使って、手作りのシトラスリボンを作成中でございます。緑の3つの輪には、医療従事者などを応援する意味も含まれておりますので、地域の方々、住民の方々にも少しずつ活動が広まっていきますよう、広報等を通してシトラスリボンプロジェクトを浸透させていきたいと考えております。

次の教員の長時間労働についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、水辺の森公園の管理運営事業についてお答えします。まず初めに、水辺の森公園へ流れ込む排水路に大量の洗剤が流れてきた原因についてお答えします。町内に敷設されている水路につきましては、農業用水路、農業用排水路、生活雑排水用水路などがありますが、水辺の森公園のショウビン沼に流れ込む水路は農業用排水路となっております。しかしながら、流路の途中では農業用の排水のほかにも周囲の事業所や家庭からの雑排水も合流して流れ込んでいる状況です。このような状況もあり、ご指摘いただきました洗剤の件につきましては、残念ながら現段階では原因を特定することができておりません。流されたものが洗剤かどうかという点も特定できておりませんが、成分や流入する量によっては下流の植物や生物に被害が出ることにもつながりますので、今後も注意を払ってまいります。

また、水辺の森公園駐車場のごみの散乱について、野球場を利用している少年野球チームにも年に数回の清掃活動を促してはどうかとのことですが、現在においても活動日に駐車場のごみ拾いと清掃活動を行い、水辺の森のトイレの清掃やトイレトペーパーの補充、堤防を含めた野球場周辺の草刈

り等周辺環境整備も行っていただいております。また、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で実施されませんでした。例年実施されている河川クリーン作戦にも参加するなど、できる範囲で自主的に清掃活動を実施していただいております。引き続き連携、協力をしながら、維持管理に努めてまいります。

次に、烏川へ飛来するハクチョウを守る取組とごみ対策についてお答えします。毎年ハクチョウが烏川へ越冬のために飛来し、それが冬の風物詩ともなっております。群馬県内では、烏川のほかに邑楽町の多々良沼周辺や、高崎市と藤岡市の境を流れる鏑川周辺にも飛来するということです。新聞等の報道もあり、近年ハクチョウ見物に来る方が町内外から多数訪れており、観光名所のようになっております。中には餌を与えたり、石を投げたりするような方もいると聞いております。ハクチョウが飛来する烏川につきましては、角淵グラウンド南の河川敷は高崎市になります。また、管理は国土交通省高崎河川国道事務所となりますので、直接的に町が関与することはできません。

しかしながら、昨年度、玉村町白鳥を愛する会という民間団体から、河川敷内に注意看板を設置したい旨の相談があり、町から高崎河川国道事務所に河川占用申請を行った経緯があります。本年度においても、相談、要望があれば受け付け、ハクチョウの保護と自然環境の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 教員の長時間労働の解消に向けての具体的な対策についてお答えいたします。

教育委員会では、教員の長時間労働の解消を喫緊の課題と捉え、働きやすい環境づくりを平成30年度から継続的に行ってきています。そして、本年度も重点施策の一つとして位置づけたところです。教育委員会としましては、まず教員の労働時間の実態把握とともに、教員一人一人が自身の勤務実態を把握し、労働時間を意識することが必要と考え、平成30年4月に全ての小中学校にタイムカードを導入しました。このタイムカードにより、教員の労働時間を確実に把握するとともに、学校と教育委員会が一体となって長時間労働の是正並びに負担軽減について具体的な取組を行ってきているところです。

まず、玉村町の教員の勤務実態についてですが、議員ご指摘の昨年10月の県調査において、小学校では月80時間を超えた教員は6名、5%、100時間を超えた教員はおりませんでした。中学校においては、月80時間を超えた教員は16名、約26%、100時間を超えた教員は9名、約15%でした。調査した10月は、年間を通じて最も時間外勤務が長かった月でした。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各学校が運動会の実施内容や方法を変更したり、修学旅行や学校行事等の実施に関わる準備が集中したりしたためと分析しています。特に中学校においては、この時期に郡市や県の新人大会も実施され、土日の勤務が増えたことも一つの要因と考えております。しかし、

年間を通じてみますと、小学校においては月80時間を超えた教員は延べ23名、一月当たり2.3名、100時間を超えた教員は2名、中学校においては80時間を超えた教員は延べ54名、一月当たり6名、100時間を超えた教員は延べ19名、一月当たり2名となっており、過去2年間の調査結果と比較しますと、過労死ラインとされる時間外勤務をする教員は確実に減少してきております。

このような現状に対して、令和3年2月、群馬県教育委員会がまとめた教職員の多忙化解消に向けた提言R3や、令和2年4月に策定した玉村町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえ、80時間超ゼロに向けて、対応策を講じて実践しているところです。

それでは、具体的な対策について5点ご説明いたします。1つ目は、人的環境の整備です。まず、全ての小中学校にスクール・サポート・スタッフまたは教育DX推進スタッフ配置し、教材の印刷や消毒、家庭への配付物仕分け等の教員の事務作業の軽減を図っています。また、たまむらプランとして教員補助員を各小中学校に1名ずつ配置し、担当教員と協力して授業を行ったり、宿題等の提出物のチェックを行ったりして、正規教員の多忙化を解消する手だての一つとしております。また、本年度新たにキャリア・サポート・スタッフを2名配置し、人材育成の観点から教員をサポートしています。さらに、中学校には部活動指導員を配置し、部活動指導に係る教員の負担軽減につなげています。

2つ目は、休暇取得の奨励です。教職員のワークライフバランスを保つために、群馬県教育委員会の行事を持たない期間に合わせて、夏季休業中に7日間、各学校園を閉鎖し、連続して休暇を取得できるようにしています。また、夏季休業中に4日間、冬季休業中には2日間の年休取得を奨励するとともに、年間を通して休暇を取得しやすい雰囲気づくりや職場環境の整備を行っております。

3つ目は、心身の健康状態の把握です。各学校においては、タイムカードの記録を基に、時間外勤務が月80時間を超えた教員に対し、校長が面接を行っております。さらに、必要に応じてカウンセリングや電話による健康相談などの相談先を紹介しています。また、衛生管理推進者や管理職を中心に、各校で実施しているストレスチェックや健康診断の結果を活用し、教職員自身の心身の健康管理について助言や指導を行っております。

4つ目は、ICTを活用した業務改善です。長時間勤務の解消に向けて開催しております多忙化解消推進委員会において、各校の取組を情報交換し、有効な手だてについて協議を重ね、実効性のある提言をまとめ、実践に生かしています。

最後に、5つ目として、中学校の部活動の在り方や地域との連携について検討していきます。中学校では、長時間勤務の要因の一つに部活動が挙げられます。学校、保護者、地域の各関係機関等で構成する部活動体力活性化委員会において、玉村町の実情を踏まえた今後の具体的な取組を提案していく予定です。

長時間労働解消の目的は、質の高い教育活動を持続的に行い、セルフマネジメント力を基盤として、自立する力と共生する力を身につけた、たくましい子供を育てることです。そのためには、議員ご指摘のとおり、子供の成長に関わる教員一人一人が疲弊することなく、心身ともに健康で、伸び伸びと

持てる力を十分発揮できる環境が最も重要です。教育委員会、教員、保護者、地域の方々と問題意識をこれまで以上に共有し、教員の長時間労働の解消に向けて、実効性のある具体的な取組を着実に実行してまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 大変丁寧な答弁をいただきました。先ほどから出ておりますコロナ感染に伴う補助ですとか、そうしたものの細かいいろんな対策が取られているということも認識しておりました。玉村町では、小規模の事業者の継続支援補助金、こうしたものも取り入れておまして、何とかして事業者を応援しようという対策を取っておりますが、20人以下の小規模の事業者というのは玉村町の中では非常に多いのではないかと思います。また、国が行っております無利子で貸し付ける国の生活の福祉の資金、これも大変借りる人が伸びているという状況だということで新聞に報道されておりましたけれども、こうした貸付けというのは、借りれば返さなくてはなりませんので、その後の生活ということもそろそろ想定して、町は今現在困窮者向けの対策は様々取っておりますけれども、必ずやこれが明ける日が来るのであって、このままの状態が続いては国も減びてしまいます。ですから、その先を見据えて、何かやはり解決策、そして自立して再起する支援ということも今後は考えていかななくてはならないと思いますが、そういうものも先を見据えた対策として現在少しずつ取り組んでいるところでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 現在コロナ禍にあって、国の交付金や補助金等を活用して、町では定額給付金を除いて約14億円を使っていて、現在コロナ対策では走りながら対応を取っているところです。現在も予防接種の関係で、担当課を含めて一生懸命進めているところですが、コロナが終了した後の対策については、現在は考えておりませんが、必要であればワクチン接種の終了と同時に、その前にといいますか、それでまた研究をさせていただきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今総務課長の話のとおりなのですけれども、しかし仕事を失った方に対しては、仕事に就いていただくというのが一番なので、たしか高橋議員の質問に答えたのですけれども、離職者を支援する施策として、一定期間試行雇用する事業者に対しては賃金を一部助成するトライアル雇用助成金とか、雇用保険を受給しながら無料で職業訓練が受講できる公共職業訓練制度、雇用保険を受給できない求職者に対しては無料で職業訓練を受講しながら、要件によって月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ること、こういった制度があるということを玉村町が窓口となって、今のところ紹介しています。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） まず現在は、コロナ対策、そして困っている困窮者や事業者に対する支援ということに一番力を入れているのであろうと思います。そうしたことの広報、周知をよくされて、そして利用できるものは利用できるという、今を乗り切るということが一番必要でありますよね。そして、その先はいつになるか分かりませんが、その先も必ず明るい未来が来るわけですから、そのときのためにはまたしっかりとそうした事業者を応援する施策を取っていただきたいと思います。それは先を見据えてのことです。今すぐ取りかかるものではないと思いますが、必ずそういうときが訪れるということも念頭に置いていただきたいと思っております。

ワクチンの接種についてですが、町内で予約して接種する人が多いわけで、個別接種で受ける方が多いと思いますが、集団接種の会場などでは様々な混乱があったり、予約が取れないとか、様々な問題があるようですけれども、かかりつけ医の個別接種ということを推奨しております町としては、大きな混乱や、また相談は特にはないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

混乱とかなのですけれども、クーポン券を発送する件数が多くなってくると、送られたときにその翌日ぐらいですか、医療機関に電話する方がやっぱり多いので、クーポン券を送った次の日とその次の日ぐらいには受付業務で大分ご苦労されているようです。それなので、うちのほうもなるべく1,000件を超えないように、1,000件ぐらいずつ送るような方法で今対策しております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 個別に電話をして予約日が取れるということで、既にあちらのA病院に予約をしたけれども、B病院に聞いてみたら、こっちのほうが早いので、そっちの予約を解消してこっちに行こうかと思うという相談をされたことがあって、いや、それはやめてくださいと、僅か何日でもないのに、そちらに予約をしたらそちらで受けてくださいとお伝えした方がいます。やはり自分で予約をできるということは、町内ですから、安易に幾つかの医院に当たって、早くできる場所をという方がいるかと思いますが、既に予約をされたら、そちらでしてくださいというふうに申しました。もったいないということで、ワクチンが無駄にならないようにということで町は進めておりますのでということも伝えましたけれども、またいち早く、一日でも早く受けたいという方は、この3日、5日、10日待っているのがということもあるのですが、今までも待っていたのですから、そんなに慌てなくても大丈夫ではないですかと私は伝えてはいるのですけれども、そういう混乱がないように願うばかりであります。

それから、町長や副町長、三役のトップのリーダーの方は接種はされたのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私は、していません。恐らくお二人もしていないかと思えますけれども。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） マスコミが一生懸命騒いでおりますよね、今。マスコミはどこを騒ぐかという、あおって、あおって、これがマスコミの使命でありますけれども、町のリーダー、トップですので、望むのであれば先に受けていただいても全く問題はなくて、これは最前線に立ってコロナと闘っていくわけです。そのトップがダウンしてはいけませんので、これは町民の願うところであると思いますし、私個人も、もし望むのであればぜひ受けていただいて、対策をしっかり取っていただきたいというふうには思います。変な風評被害には遭わないようにというふうに願っておりますので、マスコミはそんなところばかりを面白がって伝えるものですから、そういうものにめげずに、本当に芯を通して、やっていくのだという気持ちでやっていただければと思います。

次に、シトラスリボンです。私も今日つけてまいりましたけれども、小さい3つの輪のある、かんきつ系のリボンであります。これはそうした感染者また家族、そういうものに踊らされない、そして影響を受けない、偏見を持たない、差別をしないという表れでもありますので、そんなにお金もかかりませんし。これをつけたから何だということではないのですけれども、これはそういう偏見を持ちませんよというあかしといいますか、そういうもので、今テレビに出ておりますいろんなところの知事も結構つけている方が多くて、これ目立ってきています。ですから、そういうものを自ら意思表示をすることで、少しずつ感染者に対する意識ですとか、医療従事者に対する意識が変わっていけばいいなというふうに願っております。町がそこまで取り組んでいるということは知りませんでしたので、よかったと思っております。

次に、教職員の多忙化について伺います。教職員がどれほど学校で、どのように過ごして費やしているかというのは、現実問題としてここの議場にいる方で教育長と課長以外は全くその現場は、一般の企業と違って、かいま見ることのない学校の現場であります。先生たちが朝どのように学校に行って、そこから帰るまでの間どのように多忙に過ごされているかということは、やはり学校に行っている教員や、またそういう人たちに話を聞く以外に知るすべはないのですけれども、ネットでも今はその働き方、教員の多忙化について、調べようと思えばたくさん調べられるのです。今至るところで教員の働き方の改革ということが言われておまして、それでこれはうわさだけではなくて、現実問題がどうだろうかということで今回質問をさせていただいておりますので、そのことをご承知おきくださいませ。

そして、先ほど群馬県でこのように多忙化があるという報告が出ているということで私は話しまし

たけれども、2019年には文科省が学校における働き方改革について、小学校教員の約3割、中学校の教員の6割が月80時間以上の時間外労働をしていると発表しております。大変なこれは割合になっておって、非常に深刻な社会問題ということになっているのですが、月に80時間以上の時間外労働ということは、大体1日はどれほどの残業になってくるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えいたします。

過労死ラインとされています80時間以上の教職員につきましては、業務が集中する時期もございますが、年間を通して1日2時間から3時間程度は平均的に残業していることとなっております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） そうすると、多忙期には12時間以上は学校にて業務をしているということになるかと思えます。先ほど教育長から、玉村町の様々な取組をお聞きしまして、玉村町は一生懸命その解消に向けて取り組んでいるのだなということが確認できました。そして、大変多忙な中であっても、玉村町がスクール・サポート・スタッフを各校に配置して、そして先生が授業に集中できるようにということの手助けをされている、またキャリア・サポート・スタッフというものもつけて、若手、そして中堅の先生方のサポート、それからまた部活のサポートスタッフもつけているということで、できる限りのあらゆる角度から、その負担をなくすということで取り組んでおられるわけですね。

教員というのは県の職員でありますので、人事だとかそういうことは分かりませんが、学校の管理、そして学校の運営の予算は町でつけているわけで、何とかして多忙化を少しでも解消して先生たちが授業に臨めるようにということで、玉村町がスクール・サポート・スタッフ、そしてキャリア・サポート・スタッフ、そして部活動のサポートスタッフ、こういうものを自ら町の費用で整備されているということは、この取組はまた素晴らしいことだなというふうに思っております。

中学と高校の大きな差といいますと、部活動があるかと思えます。部活動で青春期に得るものというのは、体も心も成長期に大変素晴らしいものを得ると思うのです。私自身も、中学校、高校はバスケット部で、県大会にいつも行っているぐらい強かったので、顧問の先生以外にもコーチが毎日来るのです。それで朝練もし、そして帰りも毎日、中学校時代の思い出といえば勉強よりもバスケットボールでボールを追っていたというのがあるくらいで、そのときに毎日コーチが来て、土曜日は部活で、日曜日はもう練習試合でした。ほぼ毎日そのスケジュールで年間動いておりましたので、今思えばさぞかし顧問の先生方は家庭が大変だったのではないかなというふうに思うのですけれども、一生懸命ボールを追っていた、それによってたくさん得ることもあったので、素晴らしい経験ができたなというふうに思います。そのときに外部のコーチがやっぱりついていたのですけれども、顧問の先生と外

部のコーチが同じ大学の先輩、後輩であったので、とても師弟関係がよくて、外部のコーチが引き受けてきてくれたのですけれども、部活のサポートスタッフを外部から入れるということの大きな課題というのは何かありますか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 部活動の意義、意味というようなものは、先ほど議員おっしゃったように、子供たちにとって非常に大きなものがあるというふうに思っております。であるからこそ、今まで中学校あるいは高等学校においても学校における部活動というのがずっと継続して行われてきているのだらうというふうに思います。

基本的には、学校の教員が顧問として指導することがほとんどですけれども、学校によっては外部からコーチを招いて技術を磨き、強いチームをつくるというようなことも今まではありました。その中で、外部からコーチ等を招く場合には、一番大事なことは学校の部活動のことをきちんと理解をしている方であればならないというふうに思います。本町におきましても部活動指導員ということで2名の方に入らせていただいておりますけれども、事前に中学校の部活動についてのお話を十分させていただいて、それを理解していただいた上で、あくまでも外部講師という形で入らせていただいております。したがって、課題というのは部活動についての理解があるかないか、これが最大のところだと思います。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） できれば玉村町でも部活動のサポートをされる方を少しでも増やせば、また少し先生たちが土曜日は毎週出なくてもいいとか、そういうことの時間短縮にもなっていくということにもなりますか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） そうしたコーチの方々にも生徒の引率をすることができるというような方向も出ていますので、そういう場合には学校の教員が引率しなくても、外部の方が引率をすることは可能となります。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 部活動なのですが、これは世界でも日本だけが中学校で年間を通してスクールスポーツとしてやっている。この部活動というのは、世界でも本当にまれで、これはまた日本の特徴でもあるらしいです。アジアなんかを見ると、中国とか韓国も学校ではスポーツをやるけれども、それは民間や地域の受皿が発達していないためであって、そこにスポーツのエリートを育てて

オリンピックを目指すという目的があるので、誰でも気軽に参加できるというものではないというふうに聞いております。スポーツを教育に結びつけて、文武両道を目指しているのは日本だけだということで、この部活動というのはまた精神面、肉体面でも、先生との信頼関係、そしてそこで1つの目的のためにみんなで手をつないで頑張るぞという、とても青春期における部活動の意義というのは、私はずっとスポーツをしてきましたので、その意義もよく分かっておりますけれども、すばらしいなというふうに思います。ただ、それが先生たちの時間外勤務の中にあってはならないので、またそれは玉村町として何ができるかということですよね、学校の教員の負担を減らしたり様々なことで。今コロナ感染が言われている中で、消毒ですとかそういうもので、またGIGAスクールも増えておりまして、通常よりは先生たちが手をかけなくてはならないことというのが増えてはきている状態ですか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 議員おっしゃるとおり、通常の業務に加えて、しなければならない業務が確実に増えている時期だというふうに思います。コロナの感染防止対策ももちろんですが、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備がされましたので、それをいかに有効に授業の中で活用していくかというところで、非常に教育が大きく変わろうとしている時期プラスコロナ禍ということですので、学校の先生方は大変なご苦勞をされている時期だというふうに思います。その中でも玉村町の先生方は、教育的な愛情、情熱、それから使命感と責任感、これを持ってやってくれて、それに支えられて今の玉村町の教育があるというふうに思っています。

実際、長時間労働を是正していく究極の目的というのは、私は教員の心身の健康の保持、増進だと思っています。その下位目標とは言いませんけれども、目的と言ったほうが良いと思うのですが、教員の長時間労働を是正して時間外勤務を少なくすることによって、教材研究をする時間、それから子供と向き合う時間を確保するというところだろうというふうに思います。子供にしても、教員にしても、学校で一番多くの時間を費やすのは授業です。教員にとっては授業というのは、まさに本務中の本務です。これからの授業というのは、今までの授業と変わってきます。というよりも、変えていかなければならないと私は思っています。今までは、授業というのは先生が指導するとか、あるいは教えるとかということがあったわけですが、これからは教員の役割はそうではなくて、学ぶのは子供たち自身です。学ばせるのではなくて、子供たち自身が自らの意思で学ぶと、そういう子供を育てるというところだろうと思うのです。そのところに教員が指導者ではなくて伴走者、サポーター、アドバイザー、こんな形で一人一人の子供にいかに関わっていくかと。個別最適な学びということで言われております。また、協働的な学びということも言われております。

例えばの話で恐縮ですが、授業自体も、今までは教員のほうでこの単元とか題材とか8時間計画ということで、1時間目はこれやって、2時間はこれやってというような計画を立てたわけです。

いわゆる教材研究ですけれども、これからは子供たち自身が学ぶわけですから、教員のほうでこの単元については8時間計画でやるよと、最初の3時間は基礎的、基本的事項を教員のほうで一斉指導のような形で押さえると。残りの5時間、君たち自由にやりなさいということで、3時間の授業で分からなかったところをやる子もいるでしょう、また十分理解して次の段階に進める子もいるでしょう。その段階で、1人1台端末を駆使して学習する子もいるでしょう。あるいは友達3人と一緒に意見交換しながら進める子もいるでしょう。さらには、ワークブックをやり直すとか、あるいは教科書に戻るとか、いろんな学び方をする子供たちが出てくると思うのです。そののところにいかに教師が一人一人に関わっていけるかと、そういうような授業といますか、子供たちの学び方になっていくのだろうというふうに思いますし、こうした子供たちの学びを進めていきたいと思いますということは、校園長会議の中でも話をさせていただいて、探させていただいているところです。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 私は、南小学校で、月曜日に読み聞かせをしてきました。そのときに校長先生が、1人1台ずつタブレットを家に持ち帰って、自宅でできるようにするのですというふうに話しておられました。今ICTで、これから進めていくわけでありませけれども、そういうことは、急にコロナになって学校に行けなくなったという状況をつくったといたしますか、それでGIGAスクール、そしてICT教育が急に取り入れられてきたかなというふうに感じます。

本来であれば、世界を見ればもうそれが当たり前なのですけれども、今までなかなかそういう環境がなかったので、急いで取り入れたということで、それを得意とする先生もいるでしょうし、またどうしてもこれが苦手なのだという先生も現実にはいらっしゃいますよね。ですから、苦手な先生にまた教えるための先生がいるような感じもあって、そうしたタブレットを使って子供たちが検索して調べられるように、その仕方を教えていくということで、そこからは子供たちはどんどん伸びていくでしょう。自分たちで検索して、勉強の仕方を自分で探していけるのではないかなというふうに思いますが、現在すごく学校の中でもコロナ対策の消毒ですとか、また給食も黙食で、黙って食べているというような状況を聞きますと、何とも切ないなというふうに思うのですけれども、先生の手をかける余分な時間が増えているのが現状ではないかなというふうに危惧しております。

だからこそ、では町が何をできるかということになるわけですね。現実には、町長、たまには学校にも行かれると思うのですけれども、町長が学校の先生方と会って、自分の目で学校を見ることもあろうと思うのですけれども、そういう中で働き方の改革が今すごく言われているわけですね、教員の多忙化。そこで、町がだったらばこういうものができる、ああいうものができるというのは、また教育現場と相談しながらでありますけれども、町として支援できることをまず探ってやっていただきたいと思います。町長が見た学校現場はどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 去年は卒業式から入学式に全然行けなかったので、秋口からは堅い学校訪問ではないのだけれども、ちょっと見させてもらって、玉村小学校を皮切りに上陽小学校、それから芝根小学校、南中学校へ行きました。行くところは、建物は結構みんな古いのです。そういうこともあるのだけれども、本当に様々な教室があって、様々な思いで、ちょうどクリスマスのときに行ったときは、子供たちが生き生きとして、1つのテーマで工作というのか、そういうのをやっていました。それから、ちょっと授業に遅れている子供を別室で教えている教室へ行くと、そこでまたその子供が何人かいて、それぞれがそれなりにと言えればおかしいけれども、教員がついて、そこからその子供の生き生きとした面を引き出しているような感じがしました。教育というのは、特に義務教育は大人になってからいろいろ社会で生きていく力をつけるわけだけれども、公教育というところはやはりそのスタートラインにみんなが立てると、それで同じ社会で生きる、それぞれの生き方であるところを義務教育として保障していくというところは、非常に手厚くする必要があります。子供たちが共に生きることを教え合うこと、出来のいい子と悪い子はいるのですけれども、それだって同級生は同じなのだということと年を重ねていけるような関係というのは非常に大事だと思うので、いわゆる競争社会だけれども、競争社会に対応する意味で、逆に義務教育課程での人間教育、基礎知識、そういうものの大切さというものをしっかりやっていただいているのではないのかなという感じはしました。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 実際に教員の仕事、教員というのはすばらしい仕事であるというふうには私はいつも思っております。その子の生涯にわたっての宝を、影響を与えるというのは教員の醍醐味ですよ。小学校、中学校の先生を私も思い返せば、大変に影響があって、この先生すばらしいなと。私は国語が好きでしたので、国語の先生になりたいなと思ったこともあります。やはりそれは、中学校の国語の先生がすばらしかったからで、そういうふうにしてその人の人生にずっと指針を示してくれるといいですか、そういうことが教師の仕事の醍醐味であると思います。

また、本当に元気はつらつで、生き生きとして活力のある先生に触れると、子供はまたそこから何とかなる、ちょっと大変だけれども、何とかなるというものを学ぶのです。学びには限界がありませんから、すばらしい先生が本当に生き生きと教育現場で子供たちに指導していただけるように、町としてスクール・サポート・スタッフですとか、そうしたものの予算をつけてサポートしていくということがとても大切だと思います。今後も応援したいと思いますので、こういうところに人がということがあれば、また町長によって予算づけもしてもらえればと思いますけれども。今日は教育長の熱い思いを聞くことができましたので、教育現場がそうやって本当にいい教育を玉村町でしていきたいという先生たちが熱心に集まって取り組んでいただいていると思いますので、すばらしい教育を期待し

たいと思っております。

続きまして、水辺の森であります。私は毎日散歩しながらショウビン沼まで行くのですが、スクリーンがつけられまして、ごみが一旦そこで引き揚げられる状態になりました。岩倉自然公園水辺の森を愛する会の方たちは、今は主に2日ほど行ってそのスクリーンの掃除をされているそうです。私が先週の金曜日に行きましたときも、ペットボトルとか缶が揚げられておりました。ショウビン沼の中には、タオルとか作業服みたいなものも捨てられておって、それが引き揚げられておりました。乾いたらそれを回収されていくのだなというふうに思いますが、皆さんの手がかかって、水辺の森をきれいにしていこうという意識があれば、どんどんきれいなところになっていき、また玉村町の一つの観光の名所となっていくだろうと思われま。すばらしい活動で、岩倉自然公園水辺の森を愛する会の方たちが一生懸命掃除をしてくださっております。私も5月に参加したときには、それほど思ったよりごみも少なく、澄んでおりました。ただ、駐車場の管理は、やはり駐車場は使う方たちが、野球チームとしても、みんなできれいにしていこうと、これがSDGsで、持続可能な社会に向けての取組でありますので、使うところは自分たちできれいにしようという取組をしてほしいと思っております。町内で、いろんなところ、グラウンドを使うチームがあると思うのですが、水辺の森だけではなくて、使う人たちのチームにも周辺の環境整備あるいは駐車場、そういうもののごみも拾ってほしいということで、テニスコートでも何でも借りるときに、一言そういうものは付け加えてほしいと思うのですが、現在は特にはそういう働きかけはされていないですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

現在バーベキュー場や少年野球のところについては、先ほど答弁にありましたように、少年野球のチームとか、岩倉自然公園水辺の森を愛する会の方を中心として、水辺の森をほぼボランティアに近いような状態で行っています。また、小さなミニ公園等も共同管理ということで、地元の方へ委託、町がするよりも半額程度の安い価格で何か所もやっていただいています。そういったことを地区の区長さんとかに相談したりして、積極的にやっていただくようなことはできないかというのは以前区長会のほうにも諮った経緯もあります。できるだけ住民の方が参加していただいて、地元への貢献ということでやっていただくと町も大変助かりますので、そういったことは推進していきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） よろしくお願いたします。

それと、町の管理としては、岩倉橋の下にあります駐車場、あそこまでが町の管理となっているの

ですか。そこから先の細い道、烏川に出るところの細い道がありますが、あそこから先は国交省の管理になっているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 烏川レクリエーション公園というのは、岩倉橋より東のことを、約6.1ヘクタールなのですが、グラウンドゴルフ場を除いた面積、先ほど占用ということもありますが、少年野球場がありまして、そこから南、川のほうに行くとハクチョウが見える場所があると思うのですが、その下りたところが高崎市との境になります。ですので、答弁にもありましたように、白鳥を愛する会の看板ができたのは少年野球場の一番南の端なのですが、そこから数十メートル行ったところの辺りが高崎市との境になります。岩倉橋を通ると、新町方向に向かって少し走ると、200メートルぐらい走ると看板があると思いますので、その看板の位置が境界ということだと思います。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） あんなにいい環境がありますので、それを守るためにも、ボランティアで働いてくださる方がいます。また、町は年間を通して予算をつけて、そういうもののスクリーンを管理している人たちが週2回、大体2万円ぐらいのようのですが、何でもかんでも無償ということではなくて、手間代ぐらいのものは出して、また水辺の森を管理してきれいにして、そしてそれをみんなで大切に守っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。午後2時15分に再開いたします。

午後0時14分休憩

午後2時15分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従って質問をいたします。

コロナ議会と言われるような感じになってきましたけれども、こんな事態が来るとは想像していませんでした。いずれにしても、早くコロナとの闘いが終息することを願って質問をいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。3月議会の質問で、医療機

関、高齢者施設、障害者・保育等福祉施設、学校などへの社会的PCR検査の実施を提案しましたが、当時当町は、感染拡大はまだ広がっていない。しかし、状況によって判断をするとしていました。しかし、その後、当町においての感染者は、5月19日現在108例目となり、小学生や園児にも感染が拡大し、まさに危機的な状況であったと、そして県はまん延防止等重点措置を取ったということになるわけでありませう。

何といたしても、行政の役割は感染予防であります。予防するのは行政の責任であると。それで、PCR検査により、無症状、潜在的感染者の把握に取り組むときではないでしょうか。

また、2つ目に、感染リスクの高い地域、業種、エッセンシャルワーカーなど、優先的な検査を実施すべきではないでしょうか。

また、他市によっては、PCR簡易キットを提供する、そういう措置を取っている自治体もあります。当町の検討はどうでしょうか。

次に、新型コロナウイルスワクチンについてお尋ねをいたします。国は、高齢者向けの新型コロナウイルスワクチンについて、7月までの完了を掲げています。

①、当町は、個別接種で対応している。医療・介護従事者、高齢者を優先に、85歳から65歳の順でクーポン券を発送している。7月末で完了ができるのか、まずお尋ねをします。現状のワクチン接種状況についてお尋ねをいたします。

続いて、接種開始医療機関数、医療機関の進行状況についてお尋ねをします。

また、接種開始高齢者施設の進行状況についてもお尋ねいたします。

また、今後のクーポン券の発送スケジュール予定についてお尋ねをいたします。

コロナウイルスワクチンもっていないバンクの登録者数や接種数などについてお尋ねをいたします。

また、当町は個別接種の予約状況をホームページで随時更新をしています。これは、周辺自治体から、さすがだなと関心を集めているところで、非常に個別接種に力を入れているので、この辺については歓迎をしたいところでもあります。

また、2つ目に、65歳以下の接種となれば、集団接種も検討しなければならないのではないかと。65歳以下は、どんどん、どんどん人数も増えますし、このペースでいくと個別接種だけの対応では、とても処理はできないのではないかとということで、集団接種も検討課題になるのではないかとお尋ねをいたします。

大きい3つ目、生活困窮者支援の施策について。町は、群馬県司法書士会と、高齢者や障害者、生活困窮者等の支援に関する事業の遂行についての協定を締結しましたが、協定の狙いと運用についてお尋ねをいたします。

2つ目に、コロナ禍で苦しむ独り親世帯から「助けてくれ」と声が届きました。私の議会だよりと一緒に、4,000通ですけれども、チラシと一緒にアンケートを取りましたらば、ふだんはお年寄りの人がほとんど回答するのですけれども、今回に限っては若い女性から相当の返事が来たと。その

主なものが、やっぱりコロナ問題で失業したとか、そういう悲鳴に満ちた声が寄せられています。対応策について、支援策についてお尋ねいたします。

3つ目に、子供の学習支援、フードバンク、子ども食堂などの取組状況についてお尋ねいたします。

4番目に、玉村内科クリニックの跡地利用についてお尋ねをします。玉村町消防団再編実施計画に基づき、分団統合後の活動拠点となる上陽分団詰所が玉村内科クリニック跡地に建設準備されています。

1つ、上陽分団詰所建設事業のおよその内容についてお尋ねをいたします。

2つ目、今後玉村内科クリニックの跡地の利用は、詰所建設のほか地域防災センターなど地域に資する活用を図るべきではないか、お尋ねします。

大きな5つ目で、にぎわいのあるまちづくりについてお尋ねをいたします。町の中心部にあるスーパー両水の跡地は、空き家状態になっているわけですがけれども、町の中心部のところに大きな空き家があると、何か町のにぎわいづくりの障害になるのではないかと。町の活性化からも放置できないのではないかと。都市計画の観点からも含めて再生を図る必要があるのではないかと、お尋ねをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。まず、PCR検査による無症状、潜在的感染者の把握と、感染リスクの高い地域、業種、エッセンシャルワーカーなどへの優先的検査の実施についてお答えします。新型コロナウイルス感染症の検査方法としましては、PCR検査や抗原検査等があります。PCR検査の多くは、医師が患者の容体などから検査を必要と診断した場合と、感染した患者の濃厚接触者など、感染の可能性がある人を保健所が指定して行う検査であります。また、病院や高齢者施設など、院内感染、施設内感染といったクラスターのリスクの高い場所では、濃厚接触者に該当しなくても、保健所が接触者等に対し、範囲を広げて検査を行う場合もあります。

町では、感染力の強い変異株の影響により、感染拡大が懸念され、まん延防止等重点措置の対象地域として適用されておりますが、町の中での感染地域や特別な業種に限定されているわけではなく、5月16日からの感染状況では比較的落ち着いており、感染増加傾向時の3分の1ほどに陽性者数も何とか踏みとどまっております。現在でも感染が懸念される人へのPCR検査を実施していると考えており、さらなるPCR検査の実施には至っておりません。

なお、県では感染拡大やクラスターが発生した場合に影響の大きい高齢者施設、障害者施設について、希望する施設に無料で抗原検査を実施しております。また、食品衛生法に基づく営業許可を得た飲食店（スナック、バー、キャバレー等）の従業員で希望される方は、無料でPCR検査を6月18日から7月21日の間に受けられることになりました。

次に、簡易キットについてお答えします。陽性者の中には、感染経路が特定できず、感染経路が不明のものも報告されており、さらに変異型は感染力が強いと言われております。その中で、子供は大人からの感染がほとんどであると認識され、多くが家庭内感染と推測される中、万が一感染経路不明の事例が報告された場合に限り、保健所の検査対象外となった保育所、幼稚園、児童館、放課後児童クラブ、また小学校、中学校において、園児や児童・生徒及び職員について範囲を拡大して、念のために簡易キットを利用したPCR検査を実施していきたいと考えております。そのために、今定例会におきまして補正予算を計上させていただきました。

なお、簡易キットで陽性になった場合には、再度PCR検査を受けることになります。

次に、新型コロナウイルスワクチンについてお答えいたします。まず、個別接種のクーポン券についてですが、現在医療従事者や高齢者施設接種、65歳以上の高齢者を優先に同時に接種が進んでおり、当初は町に供給されるワクチンの量も限定されている中、医療機関の接種体制や医療体制が逼迫しないように、まずは85歳以上の方々へ通知を発送し、順次対象年齢を下げ、調整しながら進めております。今後も7月末での接種完了を見込みながら、医療機関とも随時情報を共有し、接種を進めております。今後ワクチンの配送や予診、接種などの業務ペースが向上して目標に近づくものと考えており、接種率の向上により感染拡大防止にもつながると考えております。

次に、65歳以下の接種となれば集団接種も検討課題なのではとの質問ですが、玉村町においても集団接種の実施を検討しております。まずは、医療従事者など、ワクチン接種の担い手が確保できるかを確認し、併せて医療機関の接種状況や接種ペースに応じた検討を重ねながら、伊勢崎佐波医師会とも調整しつつ、柔軟に対応してまいりたいと思います。

次に、生活困窮者支援の施策についてお答えします。まず初めに、群馬司法書士会と町との生活困窮者等支援に関する協定について経緯を説明します。平成30年度に策定いたしました第1期玉村町地域福祉計画に基づきまして、令和2年1月から玉村町では福祉の総合相談窓口を開始しました。3月からは健康福祉課内に、福祉に関する相談援助を行う国家資格の専門職である社会福祉士を設置し、相談体制の充実に力を入れてきました。その取組を新聞報道で御覧になったということで、群馬司法書士会の方からお声をかけていただきまして、今回の協力体制の構築、連携協定の締結へと話が進んだものでございます。

その狙いと運用ですが、福祉に関する相談事は年々複雑多岐になってきており、その対応も行政である役場には限界があります。町の総合相談で受けたもので、例えば相続や登記に関する事案など、司法書士からの助言や実務対応がお願いできる部分については、司法書士会への協力要請書により依頼できるようになりました。令和2年10月に協定を結んだ水道検針企業との見守り協定も同様で、官民での多職種連携の取組を進める狙いもあります。

次に、コロナ禍で苦しむ独り親世帯の支援策についてお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、長引くコロナ対策で、飲食店をはじめとする様々な業種で営業自粛が続き、事業そのものの存続自体

が危機に瀕しております。特に独り親家庭の場合、子育てを優先するため、パートなどの雇用形態の割合が高く、職を失ってしまう不安は極めて高いものと思われまますので、町といたしましては、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

独り親世帯の保護者に対する支援策を挙げますと、国ではコロナ禍による独り親世帯の収入減対策として、ひとり親世帯臨時特別給付金を創設し、8月と12月の2度にわたり支給を行いました。1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円を加算し、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方には、申請に基づき追加で5万円を支給しました。さらに、今年度は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を創設し、令和3年4月分の児童扶養手当の受給者に対して、児童1人当たり一律5万円を5月11日に支給し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方等には、申請に基づき同額の支給を行います。

続いて、町独自の取組としましては、昨年5月と今年度4月に低所得世帯臨時子育て支援金給付事業を創設し、児童扶養手当または就学援助費受給世帯の対象児童1人につき2万円を支給しております。そのほかに、低所得の独り親世帯に対しては、毎年のことではありますが、児童が18歳に到達する年度の末日まで児童扶養手当が支給されています。ほかにも、母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金があり、義務教育期間中の小中学生児童を養育する世帯に、申請に基づき対象児童1人につき1万5,000円を毎年3月に支給しております。今後も、コロナ禍で奮闘する独り親家庭をはじめとする子育て世帯の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、無料の学習支援、子ども食堂、フードバンクの取組状況についてお答えいたします。町内に3か所あります子供の学習支援会場の状況ですが、1か所は独り親家庭の小中学生児童を対象に、玉村町ひとり親家庭無料学習支援事業を平成28年度から実施しており、今年度も11名の小学生児童の申込みがありました。当初5月8日の土曜日に開校式を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開始を延期している状況です。学習支援事業を実施するに当たり、手洗いの徹底やマスクの着用、施設の消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行い、独り親家庭の小中学生児童に学習の機会を提供していきたいと考えており、感染拡大が収束したら、できるだけ早い時期に開始したいと考えております。

また、もう一つの会場は、中学生を対象として週に2日間、定員10名にてNPO法人により行われておりますが、こちらもコロナ禍において残念ながら休止中でございます。

さらに、小学生を対象として、偶数月に1日、定員20名にて、箱石地区で子ども食堂を始めたJOYクラブにより行われておりますが、こちらについても残念ながら休止中でございます。

次に、子ども食堂につきましては、NPO法人などの団体により行われておりましたが、この5月に箱石地区に1か所新しいところができまして、町内計4か所となりました。子ども食堂に対しては、町から食材費の補助などを行っておりますが、こちらも現在のところコロナ禍において、残念ながら基本的には開催を見合わせる状況が続いております。

フードドライブ活動につきましては、現在も2か月ごと偶数月に実施中で、そこで集まった食品は生活困窮の相談があった方へ配布するなど、有効に活用させていただいております。

8月には、フードドライブからステップアップし、フードバンク事業へと移行する予定でございますので、企業からの食品提供もしっかり受けられる形になっていきます。

教育委員会における生活困窮者の子供の学習支援につきましては、教育長からお答えいたします。

次に、玉村内科クリニックの跡地利用についてお答えいたします。消防団の再編については、令和2年3月に策定した玉村町消防団再編実施計画の中で細かく定められております。計画のうち、令和3年度から令和6年度までの4年間は第1期に当たり、第3分団、第4分団を南分団に、第9、第10分団を上陽分団に統合し、詰所、車両の更新を図るものです。

上陽分団詰所建設事業の概要につきましては、今年度中に既存建物の解体及び施設の実施設計までを行います。既存建物である旧玉村内科クリニックについては、昭和42年建築の建物で、アスベストを使用している可能性が高いため、現在アスベスト調査を行っております。調査結果が出ましたら、解体費用を算定し、補正予算により所要額を要求させていただき、年度内に除却を完了させたいと考えております。

詰所の実施設計につきましても、既に委託契約を締結しましたので、詳細について設計業者と協議を行い、利用する第9、第10分団にも意見を聞きながら、新分団が使いやすい詰所の設計を行ってまいります。

詰所の概要ですが、延床面積100平方メートル程度の鉄骨造地上二階建てを計画しており、1階は消防ポンプ自動車の車庫と備品の物置、トイレを配置し、2階は分団員が20人待機できるような居室及び調理場、トイレ等を配置します。また、別棟として、軽可搬ポンプ車車庫兼防災倉庫用のプレハブ物置を設置し、そのほかホース乾燥塔や外構工事の整備を予定し、令和4年度中の完成を目指しております。

玉村内科クリニック跡地の利用は、詰所建設のほか、地域防災センターなど、地域に資する活用を図るべきではとのご質問につきましては、先ほどもお答えした防災倉庫を追加配備し、また逃げ遅れた住民がいた場合の緊急避難先としても活用する等、上陽地区の防災力向上に資するものと考えております。

なお、残地につきましては、消防団の土地利用の状況が確定次第、その利活用を検討してまいります。

最後に、にぎわいのあるまちづくりについてお答えします。スーパー両水は、東毛広幹道の整備に伴い、開発許可制度における公共移転の要件により市街化区域から市街化調整区域である現在の位置に移転しました。開発に当たっては、移転以前の土地利用と同じ業種での許可となりましたので、他の業種に変更して利用することは認められず、新たに開発許可を取る必要があることから、店舗閉店後は利用がなく、空き店舗の状況となっております。

市街化区域に編入するには、既存の市街化区域に接続する必要があり、周辺の農地を転用する必要が生じますので、農地保全の考え方や町が目指す土地利用方針との整合性、計画の実現性などを整理、確認しながら、両水の跡地という条件をうまく活用し、町の活性化が図れるよう、県の関係機関と協議、相談を行い、可能な土地利用を考えていきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 生活困窮者の子供の学習支援についてお答えいたします。

教育委員会では、就学援助家庭を対象として、学用品や給食費をはじめ、新入学用品、校外活動、修学旅行など、児童生徒の学習活動に係る様々な経費の支給を行っております。

また、ICTを活用した個別最適な学びを進めるために、家庭におけるオンライン学習に備え、家庭にWi-Fi環境が整備されていない場合には、ポケットWi-Fiを貸し出すとともに、最長3か月分の通信費を補助いたします。

さらに、各学校において、希望する児童生徒を対象に、地域ボランティアや県立女子大学等との連携による放課後学習支援を実施し、児童生徒の学習活動をサポートしております。

これらの活動を通して、生活困窮家庭の児童生徒の学習環境や学習の場を整え、児童生徒の学習を支援してまいります。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 続いて、自席から質問を続けます。

一番最初の新型コロナウイルス感染症対策ですけれども、昨日の予算でPCRの予算が小学校、幼稚園、いろんなところに供給されると。約500人分のもので、質問をするときは分からなかったのですけれども、現実にそういう方式が取られることになりました。

それで、先ほどの答弁の中では、PCR簡易キットを使うということなのではないでしょうか。ちょっと確認したいと思うのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 今想定しているのは、簡易キットを使って実施したいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 簡易キットというのは、どんなものなのですか。例えば陽性反応が出たら、正式なPCR検査をすとか、そういう前段のもの、どのような精度であるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 簡易キットを試して実際にやってみました。やり方が1人用とプール式ということで4人用というのがあるのです。実際に今想定しているのは、あくまでもスクリーニング検査になるので、基本的には陽性者が出ない範囲をやることになるので、プール式で試しにやってみたのですけれども、検査機関のほうからキットが送られてきて、唾液を容器に入れて、それをまたゆうパックで送り返して、次の日の夕方に結果が出るような形で、書面で、ファクスでまず来まして、正式に文書で来るような感じになります。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） それで、簡易キットを想定はしていなかったのですけれども、それでも500人分ですか。先ほどの答弁の中で、感染リスクの高い地域、業種などの質問に対して、県が何かそういう検査制度を設けるような答弁だったのですけれども、その辺の具体的な話については。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 県のほうで、高齢者施設と障害者施設については抗原検査です。PCR検査ではなくて、抗原検査のほうを無料で、県のほうの負担で行うことができます。

それともう一つは、最近出てきたのが飲食店のほうのスナック、バー、キャバレー等の従業員で希望される方は、これはPCR検査のほうになります。6月18日から7月21日の間で受けられるということとなっております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） これは、県が直接やるのですか、それとも町が受け付けるとか、その体制についてはどんな。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 県に直接です。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） PCR検査の抗体検査については一歩前進ということで、感染状況を見ながら、今後もやっぱり油断は許さないで対応策を取っていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況なのですが、質問書には書いていなかったのですけれども、現段階までのワクチンの接種状況やクーポン券の発送スケジュール、もったいないバンクの、先ほどどなたかに答弁しましたけれども、それからホームページの町の掲示している状況な

どの反応というのですか、大きな混乱はなくスムーズに個別接種が進んでいるのか、その辺についてお尋ねいたします。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） まず、クーポン券の発送状況なのですが、5月31日、先日の月曜日に71歳から72歳の方にお送りさせていただいています。6月3日に69歳から70歳の方にお送りする予定になっております。1,000人ぐらいの単位で送りしているのですが、それほどの、例えば1,700人とか送ってしまった場合には大分医療機関のほうに予約の問合せが行くのですが、1,000人ぐらいであればある程度耐えられるのかなということで、苦情のほうは1,000人であれば大丈夫だと思っています。

それとあとは、接種状況ですが、6月1日現在で1,729人、約17.3%の方が1回目を接種しております。

続きまして、コロナもつたいないワクチンにつきましては、登録者が約700名で、発動数が15人ということになっております。実際に接種を開始した高齢者施設が、5月24日の状況なのですが、22施設中の17施設で、接種開始の医療機関につきましては、これもちょっと古いのですが、5月25日で16医療機関中15医療機関のほうで接種のほうを開始しております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そうですか。全員協議会の際の資料と数字が若干違っているんですね。日夜変動しているもので、これはあれですが、それが今最新の状況ですね。

それで、ホームページで予約状況を知らせているのですが、あの更新方法というのは、1週間単位とか、随時とか、どういう基準で更新しているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 1週間単位になります。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 65歳までの接種が完了すると、今度は持病を持っている人を優先にして、その後漸次、年齢にしていくわけですが、個別接種でそのまま進むと、1回発送するのは幾つぐらいが耐えられる状況なのでしょうか。今までだと1,200人、1,300人、1,600人と小刻みにいっていますけれども、この小刻みの状況でいくと、65歳以上の人よりもっと若い人までいくのに相当の日数というのですか、月数がかかると思うが、どのような試算をされているのか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 64歳以下につきましては、県が進めます集団接種等の状況にもよりますので、一概に今までどおり年齢を区切ってやるのがいいのか、もしくは一気に20歳とか40歳とか、そういった刻みで送ってしまって、県のほうの集団接種を受けられるほうがいいのかというのは、まだ結論は出ておりません。関係者、例えば役場内でもそうですし、あとは医師会とかとも調整しながら、その辺は進めていきたいとは考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 個別接種だけでは若干無理があるかなと思うのです。新聞報道などでも、前橋市、高崎市、伊勢崎市も集団接種を計画しているという中で、これは例えば県が前橋市につくると、玉村町から前橋市に行って集団接種を受けるというのは、これは駄目でしょうね。そうすると、玉村町の人が残る2万6,360人、64歳以下がいるのですけれども、これをスムーズに接種を続けるということになれば、やっぱり何らかの対応策を考えなくてはならないのかなと。

もう一つは、玉村町は16の医療機関が個別接種を対応しています。そのうちの3分の1ぐらいがかかりつけ専門なのです。私が行っているところも、かかりつけでないと駄目で、一体かかりつけ医というのはどういう基準になっているのか。3年ぐらい前に風邪引いてかかったらかかりつけ医なのか、そのかかりつけ医の定義とか、町外に集団接種センターができたならばそこに行けるのかどうか、その辺をまず確認したいと思うのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） まずは、かかりつけ医の定義なのですけれども、この辺もちょっとお医者さんによっても判断がなかなか難しいというお話もあります。それなので、一応例えば1年間のうちに1回かかっているとか、そういった感じで考えていらっしゃるのかなというふうに思っています。

あとは、町外に県が設置するような集団接種会場ができた場合に、町民が利用できるかということなのですけれども、それは利用できるかと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 町内の医院、クリニックは、かかりつけしか診ないという人も相当いるということなので、それで65歳以上の人はかかりつけ医は大体あるのですよね。私もかかりつけ医の病院があります。電話したら、「はい、ではいつがよろしいですか」なんて、券が届いたその日のうちに予約ができたのですけれども。例えば50歳となると、皆さん、かかりつけ医はありますか。

普通元気だったら、かかりつけ医といたって、風邪引いたときに医者に行くぐらいで。そうすると、かかりつけ医ではなくて、どんどん受けられる受皿をつくっていかないと、接種が進まないというふうに考えるのですが、町長、その辺対応策についてどう思っていますか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今のご指摘がやっぱりみんな心配しているところで、昨日のニュースを見ますと、東毛もワクチン接種が始まったというニュースが出ています。それでまた、県央でもワクチン接種の方向で何か動いているみたいですが、まだ発表はありません。

その中で、今町の責任としてやらなければならないのは、65歳以上の接種を受けたい人に完全に接種するという、その責任を果たしていく必要があるのかと思います。そうしたとき、今の16医院でかかりつけ医という形でやっていると、どうも伊勢崎市の人も来ている感じもあるので、なおさら忙しいというか、進まないというところがあるので、それで玉村町でも文化センターの小ホールを会場として集団接種を受けられるような準備しております。それにはどうしてもお医者さんが必要なので、玉村町のお医者さんが協力していただけるかどうかということで、5月29日の土曜日に岩谷課長、それから加納係長と3人で、16の医院のうちの13の医院にお邪魔して、集団接種に協力していただけないかということでお願いに上がりました。そうしたところ、ほとんどの医院は非常に協力的です。それで集団接種を初めからやらなければ駄目だったのだよねみたいな反応もありまして、どうも医師会の執行部とそれぞれの医院とはまたちょっと感覚が違うのかなというところで、今町に7月いっぱいの予定で、皆さん平日仕事をしていますから、土曜日もしていますので、空いているのは日曜日しかないので、日曜日の午前、午後、工面できる時間があるところを今集約させてもらって、それで割り当てて7月から皆さんに協力していただきたいということで今動いて、やはり7月に接種を完了したいという政府の音頭取りもありますので、多くのお医者さんはそれにできるだけ協力したいというところで、今調整に入っています。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 確かに65歳以下となると、かかりつけ医を持たない人とか、それから現役の世代になってくるわけですから、平日は仕事だよと。だから、町長が言うように土日にやるとか、何か全国的には夜間もやるところもあるようですけれども、そのくらいの対応策を取っていかないとワクチン接種は進まなくなってしまうのではないかと思うので、これは検討中というよりも、ぜひそれを実施の方向で進めてもらいたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） もちろん実施の方向で準備中です。それで、まずお医者さんがいないとどう

にも進まないの、かといってお医者さんだって毎日仕事しているわけですから、土曜日もやっているのですよね。日曜日もやってくれというと、結構高齢な人もいますので、1日は無理だということで、だから午前、午後を切って、そういった形でとにかく今はワクチン接種で集団免疫を取るのが一番だということで、非常に協力的になっていただいていますので、まずは町に関係あるお医者さんを中心に、今いろいろ対応をお願いしているところです。そんな感じで進んでいますので、心配でしょうけれども、心配なさないでいただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 私は接種券が来ましたので。だけれども、議員だから特権があるのかなんて言われては困るので、話していますけれども、いずれにしても65歳、50歳とだんだん年齢が下りてくると、仕事との関係も様々あるし、もし副反応が出た場合に休まなくてはならないとか、そういういろいろなあれがあるので、集団接種をぜひ実行するという方向で取り組んでもらいたいと思います。

次に、司法書士会との協定なのですが、これは町長が司法書士なので、話がとんとんと進んだのかなと思いますけれども、生活困窮者支援を通じた地域づくりというのは、行政とか、様々な団体とか、地域社会の住民の協働による困窮者支援を取ることが必要なもので、その一環として司法書士会の皆さんとで、この協定書を見ますと、相談会の実施、相談員の派遣、講演会の実施、事例検討会の実施と、司法書士さん特有のいろいろな登記上の書類とか、成年後見制度とか、そういう相談の内容が書かれていますけれども、具体的にはどのような流れで、相談を受ける窓口はどうするのか、その辺の詳細についてはどのような検討が進んでいるのかお尋ねいたします。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 健康福祉課の社会福祉係のほうで社会福祉士の職員が1人いますので、その方がいろいろ相談に乗りながら、法律的な関係、土地のことだとかということが出た場合に、庁舎内でも検討しますけれども、これはちょっと専門家につなげたいなというときに、協力要請書というのがありまして、それをまず提出させていただいて、そこから個別の相談が始まっていくという形になると思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 町のホームページを見ますと、相談体制の図が最近載っていて、いろいろな相談のコースが、何のことはどういうところで相談するとかとホームページに載っていますよね。あれは非常にいい制度だなと思うのですが、司法書士会も含めて、町の窓口はどこなのかというのをはっきりしたほうが、要するにその辺が分からないとどこへ行ったらいいのかと思うのですけ

れども、その辺はどういう考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 窓口が、高齢者であれば地域包括支援センターだとか、あと障害者であれば基幹相談支援センターだとか、あと生活困窮であれば社会福祉係という形で窓口的には分かれていますのでけれども、例えば高齢者のほうで話があって、そこで土地のことだとか、司法書士さんの協力をいただいたほうが問題解決が早まるなという話であれば、そこからまた社会福祉係のほうに相談がありまして、そこで連携しながら司法書士さんの協力をいただいて相談をしていくような形になると考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 話を次に進めていきます。

玉村内科クリニックの跡地の利用についてですけれども、消防団の詰所の建設が二階建てで、玉村内科クリニックの敷地をほとんど使うか、それとも半分ぐらいなのか、どういう状況なのでしょう。私たちがイメージしているのは、消防の詰所だけだったら、芝根にできた水防センター、避難所も含めたいろんなものに活用できる施設を造ってもらいたいなと思ったのです。当初はJAの跡地を、撤去するので、あそこに公民館的なものを造ったらどうだとかという、上陽地域振興協議会なんかでもそういう要望を出していこうという話もずっと続けていたのですけれども、結局種子センターがあそこに残るような形で、JAじょうよう支所はなかなかその話が進まないということで、玉村内科クリニック跡地の利用については、非常に上陽地域の住民としては関心があるのですけれども、具体的にどんなイメージなのでしょう。我々が心配しているものではなくて、消防団詰所に二階建てで何かそういう設備ができるということなのでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

上陽分団の詰所でございますけれども、玉村内科クリニックの跡地に造ってはどうかということ、分団とあと区長さんにもご相談の上、いいのではないかとということで場所のほうは決まりました。

建物につきましては、今度分団再編になりますと1分団20名になります。今15名ですので、人数が5名増えるという中で、建物も若干大きくなりまして、今のところ考えているのは総2階で100平米程度、1階部分はポンプ車車庫と倉庫、2階には分団員が詰められるような、そういった施設でございます。

区長さんのほうから要望があったのが、やはり議員のおっしゃられるような、そういう防災機能も

持たせていただきたいということがありまして、小さいのではあるのですが、防災倉庫もそちらの敷地内に新設をしたいと考えております。以前から玉村内科クリニックのところには防災倉庫があったわけですが、それは今後避難所として主に使っていく小学校の敷地内に移設をいたしましたので、今現在玉村内科クリニックの跡地のところには防災倉庫はないのですが、詰所と併設で倉庫のほうも新設しまして、そちらに新たに様々な備蓄品も入れて災害に備えたいなというふうには考えております。

あちらの敷地なのでありますが、3,500平米ほどあります。分団員が20名に増えて、一応20台分ぐらいの駐車場を確保しつつ、そちらの詰所を造るとなりますと、あまりにもちょっと大きいものですから、今のところ考えているのは3分の1程度をそちらの消防団のほうで使わせていただいて、残りの残地につきましては先ほど町長の答弁にもありましたとおり、全庁的に考えていくのかなというふうには今のところは考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そこで、町長にお伺いします。町長、いいですか。上陽地区のあそこの国保診療所は、国保診療所ということで町が建てたので、その後山根先生、玉村内科クリニックの先生に貸して、ずっと何十年も運営していたのですが、もともと地域の診療体制の要だったので。何十年も昔、うちのやつもあそこで看護婦をしていましたから、私も玉村内科クリニックにはしょっちゅう足を運んだのですが、地域の人もあそこに消防団詰所と、その敷地を全部使わず残りがあるならば、何かの施設を、防災センターとか、地域公民館のふれあいサロンの場所とか、いろんな事業に使えるような設備を、将来ですが、今詰所ができた後に研究するということで住民要望を上げたいのですが、町長、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 玉村内科クリニックの一部を使って消防団詰所を造って、その残地をどうしようかという話だと思いますが、それは長年上陽地区の方々の診療のために貢献した病院の跡地でもあるので、上陽地区の消防関連の施設のために使っていただきたいという要望が、上陽地区の方々の声が多いというのですか、そういうことも踏まえまして、跡地利用というのはまだ確定していませんので、そういうことも把握しながら跡地利用は考えていきたいと思っております。民間の方に使ってもらおうという話もちろん出てきますから、そういうものも踏まえて考えていこうと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 次に、にぎわいのあるまちづくりについてお尋ねをいたします。

結局両水のところは、市街化調整区域のところに、そういう特例措置で移転をしてきたので、正規

な宅地に全部なっているわけではないので、跡地利用が非常に制限をされているのだと思うのです。それで、両水単独であそこのところを玉村町のにぎわいとなる町に仕立てていくのには、やっぱり都市計画とか、県とか何かのそういう協議も含めて運用を考えていかないと、あのまま町の真ん中に空き店舗があるという町はあまり感心しないので、将来設計も含めて、一部には両水の反対側の道路端、あれも一緒に開発したらどうだという意見もあるようなのですけれども、それも含めて、あのまま放置しないで、何とか利用方法というのですか、町長は司法書士なので、そういうところは詳しいと思うので。元県土整備部長もいらっしゃるので、何か秘策を練っていただいて、何とかにぎわいのあるまちづくりの核にしていくという方針を検討していただけないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 多くの議員さんが心配していて、またいろんな方があの場所を使いたいというような声も、県庁のほうにも届いているようでございまして、今県とも調整しながら、ご存じのように飛び地の島みたいになっているので、どこかにつながらないと使い勝手も悪いですし、そういうことを踏まえながら、県もそれを承知しておりますので、どういう人がディベロッパーとして出てくるのか。町としても何でもいいというわけにはいかないの、やっぱり町として望ましい企業に出てもらいたいというのもございまして、相談があり次第というか、相談のあるたびに県にも行って相談しているというのが実情でございまして、黙視しているということではございません。県とも連携取りながら、どういうふうにやったらうまく開発できるかということで今考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 県がうんと言わなければ駄目だということですがけれども、県の縛りを解く方法というのは何か秘策はないのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 秘策というのはないのですけれども、正攻法にいつて何とかいく方法ということで、事情は県も理解しておりますので、藤岡大胡線のバイパスの間のところが何とかなれば何とかなるのではないかとか、いろんな意見がございまして、それ以上言えませんが、そういうような意見も出ているということでご承知おき願いたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） いずれにしても、にぎわいのあるまちづくりで発展をさせていくところで、広い貸店舗が空きっ放しになっていて、にっちもさっちもいかないという塩漬け状態というのはあまり感心しないので、両水だけで考えても難しいと思うのです。取付け道路の問題もあるので、周

辺の土地開発も含めた案を持って町として取り組んで、解決策を探していくというふうになれば、新しい利用者も出てくる。今のままだと、同じような店を造ることだけ認められているようなのですけれども、その辺町長、副町長等含めて、しっかり研究をしていただくということによろしいでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） そうということです。一番いい道路というか、幹線道路の脇に全く空き家状態の店舗があるというのは、非常に不自然ですし、今後のまちづくりの観点からも一番最初にやるべきところ、また適正な開発ができるところではないかと思っていますので、皆さんのお力をお借りしながら進めていきたいと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この問題の解決は、やっぱり町のやる気というか、町にとってこういう大事な問題なのだとことを県に分かってもらって、かつては両水があそこを選んだというより、あそこに追いやられたみたいな感じで来たわけです。場所がちょっとあれなので、商売があまりうまくいかなかったのかなというような感じはしているのですけれども、だからといってあれを放置しておくのは玉村町に刺さったとげが抜けられないような状況なので、町全体、担当者も含めてぜひその辺をいろいろな方策を考えて取り組んでもらいたいと思えます。

以上で質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。3時25分に再開いたします。

午後3時11分休憩

午後3時25分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、10番久保留美子議員の発言を許します。

〔10番 久保留美子君登壇〕

◇10番（久保留美子君） 10番久保留美子、議長の許しを得て、通告に基づき一般質問を行います。

1、生活困窮者の支援について。①、生活困窮者自立支援制度の活用と取組について。

どのような相談が多かったですか。

生活困窮者に対して、どのようなサービスが活用されましたか。利用の多かったサービスを順次お

尋ねします。

今後の取組をお聞かせください。

②、生活困窮者にとって最後のセーフティーネットである生活保護への対応は。

2、失業者対策の取組について。①、国、県、ハローワークとの連携はどうか。

②生活するために必要な資金は迅速に行き届いているか。

③、失業者への就労支援の取組はあるか。

3、独り親家庭の収入減に対して町の補助はあるか。

4、中小企業、個人事業者への支援の取組は。

5、飲食店に対する町の支援策はあるか。

6、コロナ禍での通所介護（デイサービス）の利用状況について伺います。

7、コロナ禍で生活困窮者に飼われているペット事情について。

①、餌代を補助する考えはあるか。

②、去勢手術代の全額補助についての考えはあるか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 久保留美子議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けて困窮している人たちへの支援について、まず初めに生活困窮者自立支援制度の活用と取組についてお答えいたします。玉村町において、生活困窮者自立支援制度に基づくお困り事の相談窓口、自立相談支援機関は玉村町社会福祉協議会となり、下新田のまちなか交流館の中に事務所を構えております。

コロナ禍において最も多い相談は、生活費に関することとのことです。玉村町社協では、貸付けである緊急小口資金、総合支援資金の受付をしております。また、家賃給付である住宅確保給付金の受付もしております。特にこの3つの利用相談が多いとのことです。

玉村町社協にその受付件数を確認したところ、令和2年3月から令和3年4月末までの集計で、15万円から20万円の総合支援資金貸付が計369件、同じ期間で10万円の緊急小口資金貸付が計327件、住宅確保給付金は計34件の受付とのことでした。

今後の取組につきましては、町と玉村町社協の連携をより密にするとともに、より手厚い支援を行うため、町が実施している食料支援であるフードドライブをフードバンクに移行するなど、コロナ禍における生活困窮者が必要な支援を受けられるよう努めてまいります。

以上の貸付けや給付を活用しても、どうしても生活が立ち行かない場合は、生活保護制度の利用相談に移行していきます。

群馬県において、町村での生活保護申請の受付や決定は、県の保健福祉事務所が行っておりますが、取次ぎの相談窓口は町村役場が行っております。玉村町においては、健康福祉課になります。

玉村町では、令和2年の6月からは毎月生活保護の決定者が出ております。生活保護受給者は、令和元年度の末において184名でしたが、この5月24日現在では計211名であり、プラス27名と増加傾向にあります。長引くコロナ禍において、引き続き伊勢崎保健福祉事務所と連携を取って対応してまいります。

次に、失業者対策の取組についてお答えいたします。国、県、ハローワークとの連携につきましては、それぞれが実施している施策について情報共有し、失業された方々からの問合せの際には、そのような施策をご案内し対応しております。

高橋議員のご質問の際にもお答えいたしましたが、厚生労働省が実施している施策としましては、休業手当の支払いを受け取ることができなかった労働者に対して、支援金、給付金を支給する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度があり、ハローワーク伊勢崎につきましては、各企業等の求人情報や、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金を一部助成するトライアル雇用助成金制度の窓口がありますので、ご案内し対応しております。

また、群馬県が実施している施策としましては、労働条件、解雇、賃金不払いなどの労働問題に対する相談に応じるぐんま県民労働相談センターがありますので、ご案内しております。今後も引き続き、こういった施策の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活するために必要な資金は迅速に行き届いているかについてお答えいたします。久保議員からの1番目の質問にありました緊急小口資金、総合支援資金について言えば、現在は延長貸付けや再貸付けの手続になっている方も多いとのことであり、これらの制度が活用されていると考えております。また、住宅確保給付金は、申請者の4分の1は外国人の方とのことですので、制度の情報も周知できていると考えております。

次に、失業者への就労支援の取組についてお答えいたします。就労支援につきましては、雇用保険を受給しながら無料で職業訓練が受講できる公共職業訓練制度、雇用保険を受給できない求職者に対して無料で職業訓練を受講しながら、要件により月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができる求職者支援訓練制度があり、窓口でありますハローワーク伊勢崎をご案内し対応しております。

次に、独り親家庭の収入減に対する町の補助についてお答えいたします。高橋議員のご質問でお答えいたしましたが、国ではコロナ禍による独り親世帯の収入減対策として、ひとり親世帯臨時特別給付金を創設し、8月と12月の2度にわたり支給を行いました。1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円を加算し、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方には、申請に基づき追加で5万円を支給しました。

さらに、今年度は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を創設し、令和3年4月分の児童扶養手当の受給者に対して、児童1人当たり一律5万円を5月11日に支給し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方等には、申請に基づき同額の支給を行います。

続いて、町独自の取組としまして、昨年5月と今年度4月に低所得世帯臨時子育て支援金給付事業を創設し、児童扶養手当または就学援助費受給世帯の対象児童1人につき2万円を支給しております。

そのほかに、低所得の独り親世帯に対しては、毎年のごことではありますが、児童が18歳に到達する年度の末日まで児童扶養手当が支給されています。

さらに、町独自の取組としまして、母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金があり、義務教育期間中の小中学生児童を養育する世帯に対象児童1人につき1万5,000円を毎年3月に支給しております。今後も、コロナ禍で奮闘する子育てと仕事を一人で担っている独り親家庭の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中小企業、個人事業主への支援の取組についてお答えいたします。高橋議員のご質問でもお答えしましたが、厚生労働省が実施している事業主が労働者に支払った休業手当の一部を助成する雇用調整助成金制度や、雇用の調整を目的として出向する経費の一部を助成する産業雇用安定助成金制度をご案内するとともに、柳沢議員のご質問でもお答えいたしました町で実施している第2期玉村町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金及び第2期玉村町小規模事業者事業継続支援助成金やペイペイ株式会社と予定しておりますキャッシュレス決済推進キャンペーンなどにより、中小企業、個人事業主の支援に取り組んでおります。

次に、飲食店に対する町の支援策についてお答えします。町の支援策としましては、町内飲食店を対象としてパーティション設置や換気設備の強化等の感染拡大防止対策事業、テイクアウトやインターネット販売等の販路の拡大に資する事業に対して、事業費の3分の2、上限を20万円として補助金を交付しております。

次に、コロナ禍での通所介護（デイサービス）の利用状況についてお答えします。まず初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という平時とは異なる局面で、強い使命感を持って業務に従事している介護従事者の皆様に感謝申し上げます。

群馬県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経過は、令和2年2月11日、本県医療機関において、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」患者を受け入れ、その後令和2年3月7日に本県1例目の感染症が発生、令和2年4月9日には高齢者入所施設にてクラスターが発生しました。玉村町においては、令和2年3月28日に1例目の感染症が発生し、この頃より要介護認定者やその家族、介護従事者の感染に対する不安が大きくなっていったと思います。

そこで、令和2年4月審査分（主に令和2年3月利用分）と令和2年5月審査分（主に令和2年4月利用分）、この本町の通所介護給付実績を比較いたしました。前者が利用件数470件、給付費5,093万440円、後者が422件、4,551万5,245円となり、約10%減少しています。要介護度別に見ますと、要介護1から3の利用者が11%の減少、要介護4から5の利用者が7%の減少となっております。これについては、家族介護が可能な軽度者において利用控えがあったのではないかと推測されます。その後、利用件数、給付費ともに増加傾向にあり、3か月後には利用件数

472件、給付費5,523万5,148円となっております。

次に、コロナ禍で生活困窮者に飼われているペット事情についてのご質問にお答えします。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、自宅で過ごす時間が長くなり、ペットに癒やしを求めようと子犬や子猫を飼い始める人が全国的に増えている一方、飼育が思ったより大変なため、すぐに手放してしまう問題が起きているとの報道もされています。

本町におきましても、令和2年度の犬の新規登録件数は、前年比21頭増加しております。猫については登録制度がありませんので、正確な頭数は把握できませんが、避妊・去勢手術の補助件数は、前年比10件増加しており、犬と同様に飼育頭数は増えていると思われます。

ペットを飼育している家庭においても、新型コロナウイルスの影響により生活が困窮し、餌代もままならないという状況に陥ることもあろうかと思えます。しかしながら、ペットを飼うということは、餌代や予防接種、獣医への診察料などの費用がかかり、また最後のときまで寄り添う責任も生じるものであることから、町から餌代の補助を行うことは検討しておりません。県内、全国の動向をインターネットで調べてみても、自治体によるペットの餌代補助を行っている事例は見当たりません。なお、新型コロナウイルスの感染拡大が始まってから現在まで、生活困窮による餌代の補助等について、住民からの要望や相談はございません。

次に、去勢手術代の全額補助についての考えはあるかとの質問にお答えいたします。町では、望まない子犬、子猫の誕生を防ぐため、ペットの犬、猫に対する避妊・去勢手術の費用に対して、避妊は1頭当たり4,000円、去勢は1頭当たり2,000円の補助を行っており、令和2年度は合計で154件の補助実績があります。

ペットの避妊・去勢に関しましても、生活困窮者かどうかにかかわらず、飼い主の責務の一つであるので、全額補助を行うことは適当でないと考えます。全国の動向を調べましたが、ペットの避妊・去勢手術費用の全額補助を行っている自治体はございませんでした。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） まず、1番の生活困窮者の支援についての第2質問を行います。

今聞いたこの結果を踏まえて、これまでの取組の実績を評価し、成果はきちんと評価して、今後の取組に一層取り組んでいただきたいと思います。

生活保護の対応についてですが、玉村町では健康福祉課にケースワーカーさんが1名いらっしゃるということなのですが、生活保護者の方の相談を1人の方が何十人を受けていらっしゃるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） ケースワーカーは、町ではなくて伊勢崎保健福祉事務所のほうに玉

村町を管轄していただいているケースワーカー4人いらっしゃいます。実際に町のほうに211人、生活保護の受給者がいるということで、単純に割り返して約50人以上の方を1人の方が見ていると考えられます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 1人の方が50人を見ていることに関して、行き届いていると思われませんか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 全ての人に対して行き届いているかと言われますと、50人の方を1日1人回ったとしても、なかなか回れないのかなという気がしますので、いろいろな方法、例えば電話とかも使ったりしながらの生活状況の確認等を行っているものと思われま

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 今現在健康福祉課に在籍していらっしゃる社会福祉士の方は、生活保護の方にどのようなことの相談で関わっていますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） いろいろな生活困窮の関係で相談が来たときに、まずは担当のソーシャルワーカーというか、社会福祉士の方が対応するような形になっています。実際に相談内容なのですが、いろんなケースがありまして、単なる生活困窮ということだけではなくて、例えば精神疾患があったりだとか、あとは年金のほうになかなかない方だとかという方がいらっしゃいます。そういった方たちに、いろいろな関係機関と連携しながら、それでもどうしても対応できない場合には生活保護というのが1つの選択肢になっていると考えられます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 第1のセーフティーネットというのが社会保険制度に労働保険制度、第2のセーフティーネットが生活困窮者自立支援制度です。社会福祉士さんで行っております。最後のセーフティーネットが生活保護であると思います。

生活保護の方に対して、最近よく聞かれると思うのですが、扶養照会というのがございます。これはかなりのハードルの高さがうかがわれるのですが、私の知り合いでも、もう生活保護を申請したらと聞きましたら、やっぱり父親としての尊厳を保っているらしく、子供たちに知られることが嫌で生活保護の申請をしない方もいらっしゃいます。大変生活が逼迫して、見ていてつらいぐらいです。そ

の辺のお考えはどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 生活保護を受けるまでの手続として、やはり調査というのが出てきます。その中の一つとして、例えば親、兄弟、姉妹、子供等からの援助は受けられないかということが条件になっておりまして、援助を受けられるかどうかというのを確認する作業というのがやっぱり必要になってきますので、それをやって初めて生活保護のほうが決定的になっていくのかなというふうを考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 扶養照会をする手間暇というものが大変かと思われるのですが、玉村町で扶養照会をして、実際援助をされた方、されなかった方とあると思うのですが、どのくらいの比率でしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 先ほど言いました親、兄弟、姉妹、子供等がいる方には、多分全ての人に扶養照会というのはされていると思います。いずれそういう関連する方がいない場合には扶養照会はされていないのかなというふうを考えられます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） それは、個人的に聞き取り調査をしたときに、本人がいないと言った場合にはしない、いると言った場合にはするという見解でしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 細かくはちょっと把握していないのですが、その方の戸籍等も取り寄せるとしますので、戸籍から兄弟、親とかということを確認していくものと考えられます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 引き続きお伺いいたします。

車のことに関してなのですが、都心部では車は必需品でなくていいですけども、玉村町は車がないと通院をすることもできない。生活保護というのは、やはり先の生活の助長を促す制度なので、車がないと先の見通しがつかないと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 玉村町ですので、交通機関はバスぐらいしか利用できないので、本来ですと自動車というのがやっぱりあれば仕事等にも就きやすいと考えられます。しかし、生活保護では基本的には原則として自動車の保有は認められておりません。それというのはなぜかという、例えばそれで事故を起こしてしまった場合とかに補償問題とかになりますので、その辺も生活保護費では出せないというのが多分あるのだと思われま

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 任意保険とか、車を持つことによって経費がかさむということも十分分かります。しかし、任意保険も入られないで、それはいいことか悪いことかというのは個人の判断になりますが、乗っていらっしゃる方もいっぱいいますし、生活保護の方はそうだというような考え方に捉えてしまいますけれども、これからは柔軟な対応で、国会でも扶養照会のことは出ていましたし、ほかの自治体でもこの件に関しては検討されているかと思われま

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 先ほど言いました自動車の保有は原則ということなので、原則ではない場合ももしかしたらあるかもしれません。その辺のことにつきましては、町としても福祉事務所のほうには働きかけのほうは行っていききたいかなとは考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 生活保護を受けている方に対しての見方というのですか、その認識をどういうふうに考えているかということは人様々だと思うのですが、弱い方たちだということ、あとはやっぱり日本の国に生まれた以上は国民の権利であるということも国会でも言っていますので、その辺の認識も少し柔軟に考えて、理解をするように取り組んでもらいたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 答えをもらいますか。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） はい。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。生活困窮していて、その次のステップというのが一番大事になってくると思いますので、なるべくそういうステップが踏めるような相談窓口や、いろいろな関係機関と連携しながら、自立できるように生活を支えていければなどというふうを考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。独り親家庭の収入減に対して町の補助があるかという第2質問で、前回の一般質問で第三次補正予算が出ましたら、独り親家庭の子供さんに支援をとということで、町長から温かいお言葉をいただいて、第三次補正予算がつかましたら支援をするという言葉いただきました。実際つかましたら、4月30日に子供さん1人2万円が入りました。大変助かったという声をたくさん聞きました。

それで、今はまだ話には出ていないと思うのですが、第四次補正予算が出たときに、また独り親家庭の子供さんに支援をしていただきたくお願いしたいのですが、町長、温かいお言葉をいただきたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） コロナ禍で本当に経済的に停滞している中で、やっぱりあおりを食っている人たちが層としてあるわけです。だから、そういう人、それは独り親世帯だけではないです。現実問題、本当に零細企業だってもう大変なところがありますので。だけれども、独り親で子育てをする人の独特の大変さというか、追い詰められ感に少しでも寄り添うような対策が行政としてどれだけできるかというのがやっぱり問われてくると思いますので、どんな形になるか、それは分かりませんが、対応することは当然の責任だと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 温かい言葉、ありがとうございます。特にシングルマザーの方は、このコロナ禍が長く響きまして、非正規雇用とかパート、アルバイトの方がたくさんいらっしゃいまして、皆さん案じていると思うのですが、大変な生活を強いられていると思います。よろしく願いいたします。

最後に、ペットの事情なのですが、確かにおっしゃることはよく分かっております。しかしながら、玉村町で避妊手術の4,000円、実際は、雌は手術するのに2万円から3万5,000円かかります。雄は1万5,000円から2万5,000円かかります。その中で4,000円と2,000円をつけていただいているのですが、この4,000円と2,000円をいただくのに、申請方法をちょっとホームページで見ますと、かなり大変なのですが、一応聞かせてください。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

今まで特に犬、猫の避妊、去勢について、手続きが煩雑でというお話を苦情として受けたことはちょっとないのですけれども、まず当然避妊、去勢は獣医さんでなくてはできないので、獣医師さんのほうに行きまして、いつ手術ができますかということで、手術の段取りをしていただいた上で、所定の書類にご記入いただいて、環境保全課のほうに一旦申請をしていただきます。そちらのほうで審査をした上で、今度はその申請者の方に獣医さんに書いていただく書類と、それに伴う補助金の請求書が1つになっているものですが、そちらをお送りして、手術するときそれを獣医さんのほうにお出しいただいて、実際獣医さんのサインをいただいて、金額なども獣医さんに書いていただくのですけれども、それを環境安全課のほうにお持ちいただいたところで交付が確定して、所定の銀行口座のほうにこちらの4,000円と2,000円を振り込ませていただくという、そういった流れになっております。

多分このやり方というのは、ほとんどの自治体で今やっている、県内の自治体は多かれ少なかれこんな形だと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 手術をする予定日の1週間前に申請をして、手術をした後に申請をしてという形の流れの中で、4,000円と2,000円が振り込まれるということなのですが、その4,000円と2,000円を補助していただくために、一応全世帯に、納税してあるかどうかとか、いろんな調査が入ると思うのですけれども、やはりそれでも4,000円、2,000円を補助していただきたいという町民の皆様は、ペットを飼っていらっしゃる方の事情というのがうかがわれると思うのです。

確かにペットの餌を補助している市町村はないと思うのです。しかし、玉村町は温かい町で、ペットというのは子供の情操教育にもいいし、今子供たちもコロナ禍の中で自宅に籠もってゲームとか、お友達と遊ぶ機会も失われています。ペットは心の豊かさとか癒やし、あとは世話をすることによって責任感とか、いろいろなものを子供に与えると思います。高齢者に関してもそうです。やっぱり癒やしを与えてもらったり、生きる力を与えてもらっていると、よく高齢者の方に聞きます。その辺も玉村町は先進している町なので、無理かと思いますが、お考えになっていただけたらありがたいです。

◇議長（三友美恵子君） 誰に質問ですか。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 町長。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 久保議員の言っていること、非常によく分かります。ペットの果たしている役割ということも踏まえて、癒やしという意味でも非常に意味は分かるのですけれども、今はコロナ

禍で一番私たちが頭を抱えているのは、今久保議員の質問の大きな課題であった生活困窮者というか、玉村町で生きている人間の方々にどうやって行政として対応していくかということで、ペットはその後という言い方もないのだけれども、その方にとっては一緒なのですよ、家族みたいなものでというのは分かるのですけれども、まだまだちょっとそこまで踏み切る、私に勇気が今のところないので。それとあと、財政事情も本当に困窮している方に、本当はお金だけの給付ではなくて、仕事とか、周りとの関連性を高めるような、そういった環境をつくっていくというのが求められておりますので、そちらのほうに全力を尽くしたいので、ペットはちょっと飼っている方の愛情を込めた対応で、自助、共助というのがあるけれども、これ公助は4,000円、2,000円の補助がありますけれども、要するにペットを飼っている人、ないしはペットを飼っている人間の周辺の人との共助といえますか、助け合いの中で解決していただけるのが現実的かなと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 十分分かります。私もペットを飼っているものですから、よくカインズのペット用品売場へ行くのですが、そこで高齢者の方がペットを連れて餌とかいろいろ見ていて、ちょっとお話をするのですが、年金の少ない中から自分たちの食べるものを減らしてまでペットの餌を買っているというご高齢者の方々に会いますので、ちょっと今回この件を取り上げてみたのですが、町長のおっしゃることは十分分かっておりますので。

あとは、そうしましたら中小企業、個人事業者、飲食店がこれだけ長引くコロナ禍の中で困窮しているというのは皆さんも分かっていますので、自助、共助、公助、やっぱり公助が必要だと思います。もうこれだけ長引いてしまうと、飲食店も自助だけではどうにもならないことがたくさんあると思うので、ぜひ町長、公助をお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 分かりました。

◇議長（三友美恵子君） 終わりですか。10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 以上で終わります。

○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日3日木曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時00分散会